

第三十一回国会
衆議院

社会労働委員会議録 第十三号

(二五)

昭年三十一年三月四日(水曜日)	午前十時三十一分開議	出席委員
委員長	園田 直君	
理事大坪	保雄君 理事八田 貞義君	
理事藤本	捨助君 理事小林 進君	
理事五島	虎雄君 理事滝井	
小川 半次君 龜山	河野	
藏内 修治君	中山	
齋藤 邦吉君	古川	
二階堂 進君	山下	
赤松 勇君	伊藤よし子君	
大原 亨君	岡本 隆一君	
多賀谷眞穂君	堤 ツルヨ君	
中村 英男君	八木 一男君	
山口シヅエ君	山口好一郎君	
出席國務大臣	柳谷清三郎君	
労働大臣 倉石 忠雄君	春江君	
出席政府委員	生田 宏一君	
労働政務次官	岡(野澤清人君紹介)(第一九六〇号)	
労働事務官	同(木村武雄君紹介)(第二〇一四号)	
(大臣官房長) 労働事務官	同(山口好一郎君紹介)(第一八九四号)	
委員外の出席者	同(小平久雄君紹介)(第一九五九号)	
参考(日本経営者連合会委員長) 事連賃専務理人	同(赤澤正道君紹介)(第一八七二号)	
参考(日本金屬組合長) 事連賃専務理人	同(前田郁君紹介)(第一八七四号)	
参考(内閣勞働組合長) 事連賃専務理人	同(川野芳瀬君紹介)(第一八七五号)	
参考(内閣勞働組合長) 事連賃専務理人	同(福家俊一君紹介)(第一八七六号)	
参考(内閣勞働組合長) 事連賃専務理人	同(井伊誠一君紹介)(第一九四九号)	
参考(内閣勞働組合長) 事連賃専務理人	同(津島文治君紹介)(第一八七八号)	
前田 幸隆君	勝君	
多門君		

二月二十七日	專門員 川井 章知君
委員多賀谷眞穂君辞任につき、その補欠として岡田春夫君が議長の指名で委員に選任された。	
同日	
委員岡田春夫君辞任につき、その補欠として多賀谷眞穂君が議長の指名で委員に選任された。	
三月三日	
食肉販賣業者の環境衛生同業組合連合会設立認可促進に関する請願(同井莊一君紹介)(第一八三五号)	船員保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六八号)
同(野澤茂一君紹介)(第二〇一〇号)	同(井莊一君紹介)(第一九四〇号)
同(矢尾喜三郎君紹介)(第二〇一二号)	同(瀬戸山三男君紹介)(第二〇〇七号)
同(飯塚定輔君紹介)(第二〇三五号)	同(渡邊良夫君紹介)(第一九四八号)
同(正力松太郎君紹介)(第二〇三六号)	同(櫻内義雄君紹介)(第一九〇一二号)
同(清瀬一郎君紹介)(第二〇三七号)	同(中馬辰猪君紹介)(第一九〇四八号)
同(中馬辰猪君紹介)(第一九三八号)	同(南好雄君紹介)(第一九〇四九号)
同(中井一夫君紹介)(第一九三九号)	看護婦、准看護婦等の職域確保に関する請願(菅野和太郎君紹介)(第一九四七号)
同(中川俊思君紹介)(第一九四〇号)	同(平野三郎君紹介)(第二〇五〇号)
同(柳谷清三郎君紹介)(第一九四一号)	同(立伊東、別府保養所の重度戦傷病者の看護料徵収反対に関する請願(今井耕君紹介)(第一八九〇号)
同(高橋清一郎君紹介)(第一九四二号)	同(大久保武雄君紹介)(第一八九一号)
同(菅野和太郎君紹介)(第一九四三号)	同(竹内俊吉君紹介)(第一八九二号)
同(藤枝泉介君紹介)(第一八四四号)	同(淺香忠雄君紹介)(第一九三九号)
同(安倍晋太郎君紹介)(第一九三四号)	同(亀山孝一君紹介)(第一九四〇号)
同(中馬辰猪君紹介)(第一九四四号)	同(始閑伊平君紹介)(第一九四一号)
同(福井順一君紹介)(第一九四二号)	同(福井順一君紹介)(第一九四二号)
同(三山村武夫君紹介)(第一九四三号)	同(竹内俊吉君紹介)(第一九四二号)
同(櫻内義雄君紹介)(第一九四三号)	同(脳卒中患者療養所設立に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)
同(脳卒中患者療養所の戦傷者入所料国庫負担に関する請願(今井耕君紹介)(第一八八四号)	同(櫻井奎夫君紹介)(第一九五六号)
同(脳卒中患者療養所の戦傷者入所料国庫負担に関する請願(今井耕君紹介)(第一八八四号)	同(久保重光君紹介)(第一九五八号)
同(脳卒中患者療養所の戦傷者入所料国庫負担に関する請願(今井耕君紹介)(第一九五八号)	同(消費生活協同組合法の一部改正に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)
同(脳卒中患者療養所の戦傷者入所料国庫負担に関する請願(今井耕君紹介)(第一九五七号)	同(脳卒中患者療養所設立に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)

同(内藤隆君紹介)(第二〇〇八号)	同(坊秀男君紹介)(第一八八〇号)
同(野澤茂一君紹介)(第二〇〇九号)	同(山下春江君紹介)(第一八八二号)
同(井田裕君紹介)(第一九〇一〇号)	同(早稻田柳右エ門紹介)(第一八八三号)
同(矢尾喜三郎君紹介)(第一九〇一二号)	同(園田直君紹介)(第一九四五号)
同(飯塚定輔君紹介)(第一九〇三五号)	同(龜山孝一君紹介)(第一八八八号)
同(正力松太郎君紹介)(第一九〇三六号)	同(大橋武夫君紹介)(第一九三三号)
同(清瀬一郎君紹介)(第一九〇三七号)	同(長谷川四郎君紹介)(第一九三六号)
同(渡邊良夫君紹介)(第一九四八号)	同(高橋清一郎君紹介)(第一九四六号)
同(櫻内義雄君紹介)(第一九〇一二号)	同(増田甲子七君紹介)(第一九四七号)
同(中馬辰猪君紹介)(第一九〇四八号)	同(増田甲子七君紹介)(第一九四七号)
同(南好雄君紹介)(第一九〇四九号)	同(藤枝泉介君紹介)(第一九三八号)
看護婦、准看護婦等の職域確保に関する請願(菅野和太郎君紹介)(第一九四七号)	同(立伊東、別府保養所の重度戦傷病者の看護料徵収反対に関する請願(今井耕君紹介)(第一八九〇号)
同(平野三郎君紹介)(第一九四二号)	同(大久保武雄君紹介)(第一八九一号)
同(浅香忠雄君紹介)(第一九三九号)	同(竹内俊吉君紹介)(第一九四二号)
同(亀山孝一君紹介)(第一九四〇号)	同(脳卒中患者療養所設立に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)
同(始閑伊平君紹介)(第一九四一号)	同(櫻井奎夫君紹介)(第一九五七号)
同(福井順一君紹介)(第一九四二号)	同(久保重光君紹介)(第一九五六号)
同(竹内俊吉君紹介)(第一九四二号)	同(消費生活協同組合法の一部改正に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)
同(脳卒中患者療養所設立に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)	同(脳卒中患者療養所の戦傷者入所料国庫負担に関する請願(今井耕君紹介)(第一九五七号)
同(脳卒中患者療養所の戦傷者入所料国庫負担に関する請願(今井耕君紹介)(第一九五七号)	同(脳卒中患者療養所設立に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)

同(内藤隆君紹介)(第一九〇八号)	同(外一件(福井順一君紹介)(第一八八六号)
同(野澤茂一君紹介)(第一九〇九号)	同(竹内俊吉君紹介)(第一八八七号)
同(井田裕君紹介)(第一九〇一〇号)	同(坊秀男君紹介)(第一八八八号)
同(矢尾喜三郎君紹介)(第一九〇一二号)	同(山下春江君紹介)(第一八八二号)
同(飯塚定輔君紹介)(第一九〇三五号)	同(早稻田柳右エ門紹介)(第一八八三号)
同(正力松太郎君紹介)(第一九〇三六号)	同(園田直君紹介)(第一九四五号)
同(清瀬一郎君紹介)(第一九〇三七号)	同(龜山孝一君紹介)(第一八八八号)
同(渡邊良夫君紹介)(第一九四八号)	同(大橋武夫君紹介)(第一九三三号)
同(櫻内義雄君紹介)(第一九〇一二号)	同(長谷川四郎君紹介)(第一九三六号)
同(中馬辰猪君紹介)(第一九〇四八号)	同(高橋清一郎君紹介)(第一九四六号)
同(南好雄君紹介)(第一九〇四九号)	同(増田甲子七君紹介)(第一九四七号)
看護婦、准看護婦等の職域確保に関する請願(菅野和太郎君紹介)(第一九四七号)	同(藤枝泉介君紹介)(第一九三八号)
同(平野三郎君紹介)(第一九四二号)	同(立伊東、別府保養所の重度戦傷病者の看護料徵収反対に関する請願(今井耕君紹介)(第一八九〇号)
同(浅香忠雄君紹介)(第一九三九号)	同(大久保武雄君紹介)(第一八九一号)
同(亀山孝一君紹介)(第一九四〇号)	同(竹内俊吉君紹介)(第一九四二号)
同(始閑伊平君紹介)(第一九四一号)	同(脳卒中患者療養所設立に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)
同(福井順一君紹介)(第一九四二号)	同(櫻井奎夫君紹介)(第一九五七号)
同(竹内俊吉君紹介)(第一九四二号)	同(久保重光君紹介)(第一九五六号)
同(脳卒中患者療養所設立に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)	同(消費生活協同組合法の一部改正に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)
同(脳卒中患者療養所の戦傷者入所料国庫負担に関する請願(今井耕君紹介)(第一九五七号)	同(脳卒中患者療養所設立に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)
同(脳卒中患者療養所の戦傷者入所料国庫負担に関する請願(今井耕君紹介)(第一九五七号)	同(脳卒中患者療養所設立に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)

同(内藤隆君紹介)(第一九〇八号)	同(大久保武雄君紹介)(第一八八六号)
同(野澤茂一君紹介)(第一九〇九号)	同(竹内俊吉君紹介)(第一八八七号)
同(井田裕君紹介)(第一九〇一〇号)	同(坊秀男君紹介)(第一八八八号)
同(矢尾喜三郎君紹介)(第一九〇一二号)	同(山下春江君紹介)(第一八八二号)
同(飯塚定輔君紹介)(第一九〇三五号)	同(早稻田柳右エ門紹介)(第一八八三号)
同(正力松太郎君紹介)(第一九〇三六号)	同(園田直君紹介)(第一九四五号)
同(清瀬一郎君紹介)(第一九〇三七号)	同(龜山孝一君紹介)(第一八八八号)
同(渡邊良夫君紹介)(第一九四八号)	同(大橋武夫君紹介)(第一九三三号)
同(櫻内義雄君紹介)(第一九〇一二号)	同(長谷川四郎君紹介)(第一九三六号)
同(中馬辰猪君紹介)(第一九〇四八号)	同(高橋清一郎君紹介)(第一九四六号)
同(南好雄君紹介)(第一九〇四九号)	同(増田甲子七君紹介)(第一九四七号)
看護婦、准看護婦等の職域確保に関する請願(菅野和太郎君紹介)(第一九四七号)	同(藤枝泉介君紹介)(第一九三八号)
同(平野三郎君紹介)(第一九四二号)	同(立伊東、別府保養所の重度戦傷病者の看護料徵収反対に関する請願(今井耕君紹介)(第一八九〇号)
同(浅香忠雄君紹介)(第一九三九号)	同(大久保武雄君紹介)(第一八九一号)
同(亀山孝一君紹介)(第一九四〇号)	同(竹内俊吉君紹介)(第一九四二号)
同(始閑伊平君紹介)(第一九四一号)	同(脳卒中患者療養所設立に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)
同(福井順一君紹介)(第一九四二号)	同(櫻井奎夫君紹介)(第一九五七号)
同(竹内俊吉君紹介)(第一九四二号)	同(久保重光君紹介)(第一九五六号)
同(脳卒中患者療養所設立に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)	同(消費生活協同組合法の一部改正に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)
同(脳卒中患者療養所の戦傷者入所料国庫負担に関する請願(今井耕君紹介)(第一九五七号)	同(脳卒中患者療養所設立に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)
同(脳卒中患者療養所の戦傷者入所料国庫負担に関する請願(今井耕君紹介)(第一九五七号)	同(脳卒中患者療養所設立に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一九五七号)

九六一號)　日雇労働者健康保険法等の一部改正に関する請願(本島百合子君紹介)
(第一九六二號)　国立らしい療養所入所患者の無きよ出立障害年金支給に関する請願(和田博雄君紹介)(第一九六三號)
酒癖矯正院設立等に関する請願(清瀬一郎君紹介)(第二〇二九号)
奄美大島の戦災家財国家補償に関する請願(保岡武久君紹介)(第二〇三二號)
保健所の強化に関する請願(宇田國榮君紹介)(第二〇四二號)
同外一件(小島徹三君紹介)(第二〇四三號)
同外二件(高石幸三郎君紹介)(第二〇四四號)
同外一件(南好雄君紹介)(第二〇四六號)
同外一件(八田貞義君紹介)(第二〇四五號)
同外一件(保岡武久君紹介)(第二〇四七號)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
中小企業退職金共済法案(内閣提出
第一一六号)
国際労働条約第八十七号に関する件

目次
第一章　総則(第一条・第二条)
第二章　退職金共済契約(第三条
—第二十三条)
第三章　其済契約者及び被共済者
(第二十四条—第二十七
条)
第四章　中小企業退職金共済事業
団(第二十八条—第六十
条)
第五章　国の補助(第六十一条)
第六章　雜則(第六十二条—第六
十五条)
第七章　罰則(第六十六条—第六
十九条)

附則

第一章　総則

(目的)

第一条　この法律は、中小企業の從業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基き、その趣出による退職金共済制度を確立し、もつてこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。
(定義)

第二条　この法律で「中小企業者」とは、當時雇用する従業員の数が百人(金融業若しくは保険業、不動産業、卸商業若しくは小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については、三十人)をこなす。
去る二月三日付託になりました中小企業退職金共済法案を議題とし、審査に入ります。まず趣旨の説明を聴取いたします。倉石労働大臣。

○倉石委員長　これより会議を開きま

3　が終了することをいう。
この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が中小企業退職金共済事業団(以下「事業団」という)に掛金を納付することを約し、事業団がその事業主の雇用する従業員の退職について、この法律の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約をいう。
4　この法律で「其済契約者」とは、事業主をいい。
退職金共済契約の当事者である事業主は、被共済者一人につき、二百円以上千円以下でなければならない。
5　この法律で「被共済者」とは、事業団がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給すべき者をいう。
(契約の締結)
第三条　中小企業者でなければ、退職金共済契約を締結することができない。
6　現に退職金共済契約の被共済者である者については、その者を被共済者とする新たな退職金共済契約を締結することができない。
7　事業団は、次の各号に掲げる場合を除いては、退職金共済契約の締結を拒絶してはならない。
一　契約の申込者が第八条第二項第一号の規定により退職金共済契約を解除され、その解除の日から六月を経過しない者であるとき。
二　当該申込に係る被共済者が第一八条第二項第三号の規定により解除された退職金共済契約の被共済者であつて、その解除の日から一年を経過しないものであるとき。

3　前二号に掲げるもののほか、労働省令で定める正当な理由があるとき。
4　退職金共済契約は、被共済者ごとに、掛金月額を定めて締結するものとする。
5　掛金月額には、百円未満の端数があつてはならない。
(被共済者等の受益)
第五条　被共済者及びその遺族は、当然退職金共済契約の利益を受けられる。
6　退職金共済契約の申込は、被共済者の氏名及び掛金月額を明らかにし、かつ、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。
7　申込金は、退職金共済契約が効力を生じた日の属する月の掛金に充当する。
8　事業団は、退職金共済契約の締結を拒絶したときは、遅滞なく、申込金を返還しなければならない。
(契約の成立)
第七条　退職金共済契約は、事業団がその申込を承諾したときは、その申込の日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

3　退職金共済契約が成立したときの支給を受け、又は受けようとしたとき。
4　共済契約者は、次の各号に掲げたとき。
一　被共済者が偽りその他不正の行為によつて退職金又は解約手当金(以下「退職金等」という)の支給を受け、又は受けようとしたとき。
二　被共済者の同意を得たとき。
三　掛金の納付を繼續することが解消することができる。
著しく困難であると労働大臣が認めたとき。
4　退職金共済契約の解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。

5 前条第二項の規定は、退職金共済契約の解除について準用する。

(掛金月額の変更)

第九条 事業団は、共済契約者から

掛金月額の増加の申込があつたときは、これを承諾しなければならない。

2 事業団は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込については、前条第三項各号に掲げる場合を除き、これを承諾してはならない。

3 前二項の申込は、被共済者の氏名及び增加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてなければならない。

4 第七条第一項及び第二項の規定は、掛金月額の増加又は減少について準用する。

(退職金)

第十一条 事業団は、被共済者が退職したときは、その者（退職者が死亡によるものであるときは、その遺族）に退職金を支給する。ただし、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数（以下「掛金納付月数」という。）が十二月に満たないときは、この限りでない。

2 退職金の額は、次の各号により計算して得た金額の合算額とする。

一 掛金納付月数に応じ別表第一の中欄に定める金額（掛金納付月数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主であつた期間に係るものがあるときは、掛金納付月数に応じ同表の下欄に定める金額の二倍に相当する額に、中小企業者であつた期間に係る掛金納付月数に応じ

同表の中欄に定める金額からそ
の下欄に定める金額の二倍の額
を減じて得た額を加算した金
額）

二 二百円をこえる掛金月額につ
いて、その百円ごとに、掛金の
納付があつた月数に応じ同表の
下欄に定める金額

被共済者がその責に帰すべき事
由により退職し、かつ、其済契約
者の申出があつた場合において、
労働省令で定める基準に従い労働
大臣が相当であると認めたとき

は、事業団は、労働省令で定める
ところにより、退職金の額を減額
して支給することができる。

3 前条第一項の規定により退
職金の支給を受けた者とする。

4 第十一条第一項の規定によ
り退職金の支給を受けたべき遺族

者は、次の各号に掲げる者とする。
一 配偶者（届出をしていない
が、被共済者の死にの當時事實
上婚姻關係と同様の事情があつ
た者を含む。）

2 第八条第二項第三号の規定によ
り退職金共済契約が解除されたと
きは、前項の規定にかかわらず、
解約手当金は、支給しない。ただ
し、労働省令で定める特別の事情
があつた場合は、この限りでな
い。

3 第十条第一項ただし書の規定
は、解約手当金について準用す
る。

4 第十六条退職金等の支給を受ける
権利は、譲り渡し、担保に供し、
又は差し押えることができない。

5 第十九条事業団は、共済契約者が
掛金をその月の前月末日以前に納
付したときは、労働省令で定める
ところにより、その額を減額する
ことができる。

6 第二十一条事業団は、納付期限後
に退職金等の支給を受けた者が
ある場合は、事業団は、その者か
ら当該退職金等を返還させること
ができる。この場合において、そ
の支給が当該共済契約者の虚偽の
証明又は届出によるものであると
きは、事業団は、その者に対し

る。この場合において、父、母につ
いては養父母、実父母の順とし、祖
父、実父母の実父母の養父、
養父の実父、実父の養父の順とする。

3 前項の規定により退職金を受け
るべき遺族に同順位者が二人以上
あるときは、退職金は、その人數
によつて等分して支給する。

4 第十二条故意の犯罪行為により被
共済者を死亡させた者は、前条の
規定にかかわらず、退職金を受け
ることができない。被共済者の死
亡前に、その者の死亡によつて退
職金を受けるべき者を故意の犯罪
行為により死にさせた者について
も、同様とする。

5 第十三条退職金共済契約が解除さ
れたときは、事業団は、被共済者
に解約手当金を支給する。

6 第十五条未成年者である被共済者
は、独立して、当該退職金共済契
約に係る退職金等を請求すること
ができる。

7 第十六条退職金等の支給を受ける
権利は、譲り渡し、担保に供し、
又は差し押えることができない。

8 第十七条偽りその他不正の行為に
よる退職金等の支給を受けた者が
ある場合は、事業団は、その者か
ら当該退職金等を返還させること
ができる。この場合において、そ
の支給が当該共済契約者の虚偽の
証明又は届出によるものであると
きは、事業団は、その者に対し

より、その額を減額することがで
きる。

(掛金納付月数の通算)

第十四条被共済者が退職した後六
月以内に、退職金を請求しないで
再び当該中小企業者又は労働省令
で定めるその者と類似の事業を行
う中小企業者に雇用されて被共済
者となり、かつ、その者の申出が
あつた場合であつて、その退職が
当該被共済者の責に帰すべき事由
又はその都合によるものでないと
労働大臣が認めたときは、労働省令
で定めるところにより、前後の退
職金共済契約に係る掛金納付月
数を通算することができる。

5 第十八条共済契約者は、退職金共
済契約が効力を生じた日の属する
月から被共済者が退職した日又は
退職金共済契約が解除された日の
属する月までの各月につき、その
月の末日（退職の日又は退職金共
済契約の解除日の日属する月にあ
り、毎月分の掛金を翌月末日まで
に納付しなければならない。

6 第十九条事業団は、共済契約者が
掛金をその月の前月末日以前に納
付したときは、労働省令で定める
ところにより、その額を減額する
ことができる。

7 第二十条事業団は、納付期限後
に退職金等の支給を受けた者が
ある場合は、事業団は、その者か
ら当該退職金等を返還させること
ができる。この場合において、そ
の支給が当該共済契約者の虚偽の
証明又は届出によるものであると
きは、事業団は、その者に対し

て、支給を受けた者と連帯して退
職金等を返還させることができ
る。

2 事業団が被共済者又はその遺族
に退職金等を支給すべき場合にお
いて、第一項の規定により事業団
に返還すべき金額があるときは、
事業団は、その退職金等とその者
が返還すべき金額とを相殺するこ
とができる。

(掛金の納付)

第十八条共済契約者は、退職金共
済契約が効力を生じた日の属する
月から被共済者が退職した日又は
退職金共済契約が解除された日の
属する月までの各月につき、その
月の末日（退職の日又は退職金共
済契約の解除日の日属する月にあ
り、毎月分の掛金を翌月末日まで
に納付しなければならない。

6 第十九条事業団は、共済契約者が
掛金をその月の前月末日以前に納
付したときは、労働省令で定める
ところにより、その額を減額する
ことができる。

7 第二十条事業団は、納付期限後
に退職金等の支給を受けた者が
ある場合は、事業団は、その者か
ら当該退職金等を返還させること
ができる。この場合において、そ
の支給が当該共済契約者の虚偽の
証明又は届出によるものであると
きは、事業団は、その者に対し

（割増金）

第十九条事業団は、納付期限後
に退職金等の支給を受けた者が
ある場合は、事業団は、その者か
ら当該退職金等を返還させること
ができる。この場合において、そ
の支給が当該共済契約者の虚偽の
証明又は届出によるものであると
きは、事業団は、その者に対し

2 割増金の額は、掛金の額百円に
つき一日六銭の割合で納付期限の
翌日から納付の日の前日までの日
数によつて計算した額をこえては

ならない。

(納付期限の延長)
満の従業員を雇用する共済契約者については、労働省令で定めることにより、三月の範囲内で第八条第一項の納付期限を延長することができる。

2 事業団は、天災その他やむを得ない事由により其済契約者が掛金を納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。(時効)

第二十二条 退職金等の支給を受けける権利は五年間、掛け金の納付を受けたときは、時効によつて消滅する。

2 退職金の支給を受ける権利を有する遺族が先順位又は同順位者の生死又は所在が不明であるために退職金の請求をすることができない場合には、その請求をすることができる。このこととなつた日から六月以内に、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

(期間計算の特例)

第二十三条 退職金等の請求又は掛け金若しくは申込金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行われたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

第三章 共済契約者及び被共

(退職金共済手帳の提示等)

第二十四条 共済契約者は、被共済

者から要求があつたときは、退職金共済手帳を提示しなければならない。

2 共済契約者は、被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、退職なく、退職金共済手帳を被共済者又はその遺族若しくは相続人に交付しなければならない。

3 共済契約者は、被共済者又はその遺族若しくは相続人が退職金等の支給を受けるために必要な証明書を請求したときは、遅滞なく、これを交付しなければならない。

2 事業団は、政令で定めたところにより、登記しなければならない。

3 第三十条 事業団は、事務所を東京都に置く。

(事務所)

第三十一条 事業団は、政令で定めたところにより、登記しなければならない。

(登記)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

(名称使用の制限)

第三十二条 事業団でない者は、中不当な差別的取扱をしてはならない。

(届出)

第三十五条 中小企業者は、退職金共済契約に關し、従業員に対して不當な差別的取扱をしてはならない。

(報告等)

第三十六条 共済契約者は、中小企業者でない事業主となつたとき、又は被共済者が退職したときは、遅滞なく、その旨を事業団に届け出なければならない。

第三十七条 事業団は、業務の執行に必要な限度において、共済契約者又は被共済者に対しても、報告又は文書の提出を求めることができる。

第三十八条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他

第三十九条 事業団の職員は、理

事長は、代理権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(役員の欠格条項)

第三十条 理事長及び監事は、理

事長は、前項の規定により理

事長が解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

(役員の兼任禁止)

第三十一条 理事長及び監事は、理

事長は、前項の規定により理

行う。
3 監事は、事業団の業務を監査する。
2 理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。
(役員の任命)

2 理事長は、前項の規定により理

事長は、前項の規定により理

3 理事長は、前項の規定により理

事長は、前項の規定により理

範囲内で行われなければならない。

(業務方法書)

第四十五条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(業務の委託)

第四十六条 事業団は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し、退職金等の支給並びに掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務の一部を委託することができる。

2 事業団は、労働大臣の認可を受けて、事業協同組合中小企業団体中央会、商工会議所その他の事業主の団体に対して、調査・広報その他その業務(前項に規定するものを除く。)の一部を委託することができる。

(事業年度)

第四十七条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第四十八条 事業団は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、事業年度開始前に労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とされる。

(決算)

第四十九条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第五十条 事業団は、毎事業年度、

財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後二月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 事業団は、前項の規定により金銭信託又は不動産の取得する場合

2 事業団は、運用方法を特定する

2 事業団は、前項の規定により金銭信託又は不動産の取得する場合

3 事業団は、運用方法を特定する

2 事業団は、政令で定めるところにより、業務上の余裕金のうち一定の金額を資金運用部に預託して運用しなければならない。

3 事業団は、政令で定めるところにより、業務上の余裕金のうち一定の金額を資金運用部に預託して運用しなければならない。

2 事業団は、前事業年度から繰り越したときは、前事業年度から繰り越したときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 事業団は、前事業年度から繰り越したときは、前事業年度から繰り越したときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 事業団は、前事業年度から繰り越したときは、前事業年度から繰り越したときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

名号に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

1 会計に関する事項

1 第四十五条第一項、第四十八条

2 役員及び職員の給与及び退職手当に関する事項

2 第四十五条第二項、第五十四条

3 第五十四条又は第五十六条の規定による認可をしようとするとき。

3 第五十三条第一項、第五十二条

4 第五十五条第一項、第四十六条

5 第五十六条の規定による労働

6 第四十五条第一項、第四十六条

7 第四十五条第一項、第四十六条

8 第四十五条第一項、第四十六条

9 第四十五条第一項、第四十六条

10 第四十五条第一項、第四十六条

11 第四十五条第一項、第四十六条

12 第四十五条第一項、第四十六条

13 第四十五条第一項、第四十六条

14 第四十五条第一項、第四十六条

15 第四十五条第一項、第四十六条

16 第四十五条第一項、第四十六条

17 第四十五条第一項、第四十六条

18 第四十五条第一項、第四十六条

19 第四十五条第一項、第四十六条

20 第四十五条第一項、第四十六条

21 第四十五条第一項、第四十六条

更しようとするときも、同様とする。

(労働省令への委任)

1 この法律に規定するものほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

2 第四十五条第二項、第五十四条又は第五十六条の規定による承認をしようとするとき。

3 第五十三条第一項、第五十二条

4 第五十五条第一項、第五十二条

5 第五十六条の規定による労働

6 第四十五条第一項、第四十六条

7 第四十五条第一項、第四十六条

8 第四十五条第一項、第四十六条

9 第四十五条第一項、第四十六条

10 第四十五条第一項、第四十六条

11 第四十五条第一項、第四十六条

12 第四十五条第一項、第四十六条

13 第四十五条第一項、第四十六条

14 第四十五条第一項、第四十六条

15 第四十五条第一項、第四十六条

16 第四十五条第一項、第四十六条

17 第四十五条第一項、第四十六条

18 第四十五条第一項、第四十六条

19 第四十五条第一項、第四十六条

20 第四十五条第一項、第四十六条

21 第四十五条第一項、第四十六条

22 第四十五条第一項、第四十六条

23 第四十五条第一項、第四十六条

掲げる場合には、大臣と協議しなければならない。

1 第四十五条第一項、第四十八条

2 第四十五条第一項、第四十六条の規定による認可をしようとするとき。

3 第五十四条又は第五十六条の規定による認可をしようとするとき。

4 第四十五条第一項、第四十六条

5 第五十三条第一項、第五十二条

6 第四十五条第一項、第四十六条

7 第四十五条第一項、第四十六条

8 第四十五条第一項、第四十六条

9 第四十五条第一項、第四十六条

10 第四十五条第一項、第四十六条

11 第四十五条第一項、第四十六条

12 第四十五条第一項、第四十六条

13 第四十五条第一項、第四十六条

14 第四十五条第一項、第四十六条

15 第四十五条第一項、第四十六条

16 第四十五条第一項、第四十六条

17 第四十五条第一項、第四十六条

18 第四十五条第一項、第四十六条

19 第四十五条第一項、第四十六条

20 第四十五条第一項、第四十六条

21 第四十五条第一項、第四十六条

22 第四十五条第一項、第四十六条

23 第四十五条第一項、第四十六条

24 第四十五条第一項、第四十六条

て同じ)が八十四ヶ月以上である
被共済者に係る退職金(掛金納付月数に応じ別表第一の中欄に定める額に百分の五(掛金納付月数が百二十月以上の場合は、百分の十)を乗じて得た額に相当する部分に限る。)の支給に要する費用

二 事業団の事務に要す費用

第六章 雜則

(掛金及び退職金等の額の検討)

第六十二条 掛金及び退職金等の額は、少なくとも五年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

(職権の委任)

第六十三条 この法律に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

(船員に関する特例)

第六十四条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受けれる船員である被共済者に関しては、第十一条第三項、第十四条及び前条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第十条第三項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、前条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」であるが、その法人又は人に対する同一の刑を科する。

第六十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたときは、行為者を罰するのか、その法人又は人に対しても、

事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により労働大臣又は労働大臣及び通商産業大臣又は労働大臣とあるべき者は、事

業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事

業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指

名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

4 第四十四条第一項に規定する政令に違反して登記することを愈つたとき。

三 第三十三条第一項の規定による業務以外の業務を行つたとき。
四 第五十三条第一項又は第三項の規定に違反して業務上の余裕

都市にあつては、区長)は、当該市町村(特別区を含む)の条例で定めるところにより、事業団又は退職金等の支給を受ける権利を有する者に対する被共済者又は退職金等の支給を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明をすることができる。

する者に対する被共済者又は退職金等の支給を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明をする。

行うことができる。
第七章 罰則

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項(第八条第五項及び第九条第四項において準用する場合を含む)又は第二十四条の規定に違反した者

二 第二十六条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十六条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第七条第二項(第八条第五項及び第九条第四項において準用する場合を含む)又は第二十四条の規定に違反した者

五 第六十九条第三十二条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対しても、

(事業団の設立)

第二条 労働大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(附 則)

第二条 労働大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

(事業団の設立)

第三条 労働大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

(登録税法の一部改正)

第四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

(登録税法の一部改正)

第五条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

(登録税法の一部改正)

第六条 事業団の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第四十八条中「事業年度開始前に」

(登録税法の一部改正)

第七条 事業団の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第四十八条中「事業年度開始前に」

(登録税法の一部改正)

第八条 事業団が第四十四条第一項

(登録税法の一部改正)

第一号の業務を開始する際に中

(登録税法の一部改正)

小企業者が共同して実施している

(登録税法の一部改正)

従業員のための退職金積立の事業

(登録税法の一部改正)

以下この条において「積立事業」という。)で労働省令で定める基準

(登録税法の一部改正)

に適合すると労働大臣が認定する

(登録税法の一部改正)

ものに参加している中小企業者が

(登録税法の一部改正)

が、同号の業務の開始の日から一

(登録税法の一部改正)

年以内に当該従業員を被共済者と

(登録税法の一部改正)

して退職金共済契約を締結し、そ

(登録税法の一部改正)

の退職金共済契約の効力の生じた

(登録税法の一部改正)

日から三月以内に、労働省令で定

(登録税法の一部改正)

めることにより、当該従業員に

(登録税法の一部改正)

ついて当該積立事業に積み立てら

(登録税法の一部改正)

れている金額の範囲内で、別表第

(登録税法の一部改正)

二の上欄に定める金額に掛金月額

(登録税法の一部改正)

に改正する。

(登録税法の一部改正)

第十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

(登録税法の一部改正)

第六ノ十一ノ四 小企業退職金

共済事業団ノ中小企業退職金 共済法第七条第三項ニ基キテ 発スル退職金共済手帳又ハ同 法第十条ノ退職金若ハ同法第 十三条ノ解約手当金ニ関スル (所得税法の一部改正)	を「農林漁業団体職員共済組合 並びに中小企業退職金共済事業 團」に改める。
第十一條 所得税法(昭和二十二年 法律第二十七号)の一部を次のよ うに改正する。	第十二條 法人税法(昭和二十二年 法律第二十八号)の一部を次のよ うに改正する。
第三条第一項第十二号中「並び に農林漁業団体職員共済組合」 に改める。	第五条第一項第四号中「並びに 農林漁業団体職員共済組合」を 「農林漁業団体職員共済組合並 びに中小企業退職金共済事業団」 に改める。
別表第一	
掛金納付月数	金額
一二月	七二〇円
一三月	八四〇円
一四月	九六〇円
一五月	一、〇八〇円
一六月	一、二〇〇円
一七月	一、三四〇円
一八月	一、四八〇円
一九月	一、六四〇円
二〇月	一、八〇〇円
二一一月	一、九八〇円
二一二月	一、一六〇円
二二月	二、一六〇円
二三月	二、三四〇円
二四月	二、五四〇円
二五月	二、七四〇円
二六月	二、九六〇円
二七月	三、一八〇円
二八月	一、五九〇円
二九月	三、四〇〇円
三〇月	三、六二〇円
三一月	三、八六〇円
三二月	四、一六〇円
三三月	四、四六〇円
三四月	四、七六〇円
三五月	五、三六〇円
三六月	五、六六〇円
三七月	五、九八〇円
三八月	六、三〇〇円
三九月	六、六二〇円
三四〇月	七、二六〇円
三四一月	七、五八〇円
三四二月	六、九四〇円
三四三月	七、九〇〇円
三四四月	八、二二〇円
三四五月	八、五四〇円
三四六月	四、二七〇円
三四七月	四、二七〇円

(中小企業厅設置法の一部改正) 第十三条 中小企業厅設置法(昭和二十 二十三年法律第八十三号)の一部 を次のように改正する。	第十四条 労働省設置法(昭和二十 四年法律第六十号)の一部を 次のように改正する。
(労働省設置法の一部改正) 第十四条 第十九号の三の次に次の 一号を加える。	第十四条 第十九号の三の次に次の 一号を加える。
(労働省設置法の一部改正) 第十五条 地方税法(昭和二十五年 法律第二百二十六号)の一部を次 のように改正する。	第十五条 地方税法(昭和二十五年 法律第二百二十六号)の一部を次 のように改正する。
(労働省設置法の一部改正) 第十六条 第四号の四とし、第四号の二の次に 次の一号を加える。	第十六条 第四号の四とし、第四号の二の次に 次の一号を加える。
(労働省設置法の一部改正) 第十七条 第七条中第七号を第八号とし、 第六号の次に次の一号を加える。	第十七条 第七条中第七号を第八号とし、 第六号の次に次の一号を加える。

第十四条 労働省設置法(昭和二十 四年法律第六十号)の一部を 次のように改正する。 (地方税法の一部改正)	第十四条 労働省設置法(昭和二十 四年法律第六十号)の一部を 次のように改正する。 (地方税法の一部改正)
第十五条 地方税法(昭和二十五年 法律第二百二十六号)の一部を次 のように改正する。	第十五条 地方税法(昭和二十五年 法律第二百二十六号)の一部を次 のように改正する。
第十六条 第四号の四とし、第四号の二の次に 次の一号を加える。	第十六条 第四号の四とし、第四号の二の次に 次の一号を加える。
第十七条 第七条中第七号を第八号とし、 第六号の次に次の一号を加える。	第十七条 第七条中第七号を第八号とし、 第六号の次に次の一号を加える。
第十八条 第七条中第七号を第八号とし、 第六号の次に次の一号を加える。	第十八条 第七条中第七号を第八号とし、 第六号の次に次の一号を加える。

第十四条 労働省設置法(昭和二十 四年法律第六十号)の一部を 次のように改正する。 (地方税法の一部改正)	第十四条 労働省設置法(昭和二十 四年法律第六十号)の一部を 次のように改正する。 (地方税法の一部改正)
第十五条 地方税法(昭和二十五年 法律第二百二十六号)の一部を次 のように改正する。	第十五条 地方税法(昭和二十五年 法律第二百二十六号)の一部を次 のように改正する。
第十六条 第四号の四とし、第四号の二の次に 次の一号を加える。	第十六条 第四号の四とし、第四号の二の次に 次の一号を加える。
第十七条 第七条中第七号を第八号とし、 第六号の次に次の一号を加える。	第十七条 第七条中第七号を第八号とし、 第六号の次に次の一号を加える。
第十八条 第七条中第七号を第八号とし、 第六号の次に次の一号を加える。	第十八条 第七条中第七号を第八号とし、 第六号の次に次の一号を加える。

四六月	八、八六〇円	四、四三〇円
四七月	九、一八〇円	四、五九〇円
四八月	九、五〇〇円	四、七五〇円
四九月	一〇、八二〇円	四、九二〇円
五月	一〇、一四〇円	五、〇七〇円
五二月	一〇、四六〇円	五、二三〇円
五三月	一〇、七八〇円	五、三九〇円
五四月	一一、一〇〇円	五、五五〇円
五月	一一、一〇〇円	五、七一〇円
五六月	一一、七四〇円	五、八七〇円
五七月	一二、〇六〇円	六、〇三〇円
五八月	一二、三八〇円	六、一九〇円
五九月	一二、七〇〇円	六、三五〇円
六〇月	一三、〇二〇円	六、五一〇円
六一月	一三、六八〇円	六、八四〇円
六二月	一四、〇二〇円	七、〇一〇円
六三月	一四、三六〇円	七、一八〇円
六四月	一四、七〇〇円	七、三五〇円
五六月	一五、〇四〇円	七、五二〇円
六六月	一五、三八〇円	七、六九〇円
六七月	一五、七二〇円	七、八六〇円
六八月	一六、〇六〇円	八、〇三〇円
六九月	一六、四〇〇円	八、二〇〇円
七月	一七、〇八〇円	八、五四〇円
七月	一七、四二〇円	八、七二〇円

七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月
九九月	九八月	九七月	九六月	九五月	九四月	九三月	九二月	九一月	八九月	八八月	八七月	八六月	八五月	八四月	八三月	八二月	八一月	七九月	七八月	七五月
一三、六六〇円	二八、三四〇円	二七、九二〇円	二七、五〇〇円	二六、六六〇円	二六、二五〇円	二五、八五〇円	二五、四五〇円	二五、〇五〇円	二四、六五〇円	二四、二五〇円	二三、八五〇円	二三、四七〇円	二三、〇九〇円	二二、七二〇円	二二、三〇円	二〇、八六〇円	一九、四六〇円	一九、八〇〇円	一八、七八〇円	一八、四四〇円
一三、四六〇円	一三、三九〇円	一三、二六〇円	一三、〇六〇円	一二、八六〇円	一二、六六〇円	一二、四七〇円	一二、二八〇円	一一、九〇〇円	一一、七一〇円	一一、五二〇円	一一、三三〇円	一一、一五〇円	一〇、九七〇円	一〇、七九〇円	一〇、四三〇円	一〇、〇七〇円	九、九〇〇円	九、五六〇円	九、三九〇円	九、〇五〇円
九九月	九八月	九七月	九六月	九五月	九四月	九三月	九二月	九一月	八九月	八八月	八七月	八六月	八五月	八四月	八三月	八二月	八一月	七九月	七八月	七五月

二〇〇月	二九、一八〇円	一三、八六〇円
一〇一月	二九、六〇〇円	一四、〇六〇円
一〇二月	三〇、〇四〇円	一四、二七〇円
一〇三月	三〇、四八〇円	一四、四八〇円
一〇四月	三〇、九二〇円	一四、六九〇円
一〇五月	三一、三七〇円	一四、九〇〇円
一〇六月	三一、八二〇円	一五、一一〇円
一〇七月	三二、二八〇円	一五、三三〇円
一〇八月	三二、七四〇円	一五、五五〇円
一〇九月	三三、二〇〇円	一五、七七〇円
一一〇月	三三、六六〇円	一五、九九〇円
一一一月	三四、一二〇円	一六、二一〇円
一一二月	三四、五九〇円	一六、四三〇円
一一三月	三五、〇六〇円	一六、六五〇円
一一四月	三五、五四〇円	一六、八八〇円
一一五月	三六、〇三〇円	一七、一一〇円
一一六月	三六、五〇〇円	一七、三四〇円
一一七月	三六、九八〇円	一七、五七〇円
一一八月	三七、四七〇円	一八、八〇〇円
一一九月	三七、九八〇円	一八、〇四〇円
一一〇月	四〇、六三〇円	一八、二八〇円
一一一月	四一、一六〇円	一八、五二〇円
一一二月	四一、六九〇円	一八、七六〇円
一一三月	四二、三三〇円	一九、〇〇〇円
一一四月	四二、七六〇円	一九、二四〇円
一一五月	四三、三一〇円	一九、四九〇円
一一六月	四三、八六〇円	一九、七四〇円

一 二七月	一 四四、四一〇円	一 九、九九〇円
一 二八月	一 四四、九七〇円	一 〇、二四〇円
一 二九月	一 四五、五三〇円	一 〇、四九〇円
一 三〇月	一 四六、一〇〇円	一 〇、七五〇円
一 三一月	一 四六、六八〇円	一 一、〇一〇円
一 三二月	一 四七、二六〇円	一 一、二七〇円
一 三三月	一 四七、八四〇円	一 一、五三〇円
一 三四月	一 四八、四二〇円	一 一、七九〇円
一 三五月	一 四九、〇一〇円	一 一、〇六〇円
一 三六月	一 四九、六二〇円	一 一、三三〇円
一 三七月	一 五〇、二三〇円	一 一、六〇〇円
一 三八月	一 五〇、八二〇円	一 一、八七〇円
一 三九月	一 五一、四三〇円	一 一、一四〇円
一 四〇月	一 五二、〇五〇円	一 一、四二〇円
一 四一月	一 五二、六七〇円	一 一、七〇〇円
一 四二月	一 五三、二九〇円	一 一、九八〇円
一 四三月	一 五三、九一〇円	一 一、二六〇円
一 四四月	一 五四、五三〇円	一 一、五四〇円
一 四五月	一 五五、一七〇円	一 一、八三〇円
一 四六月	一 五五、八一〇円	一 一、一二〇円
一 四七月	一 五六、四五〇円	一 一、四一〇円
一 四八月	一 五七、〇九〇円	一 一、七〇〇円
一 四九月	一 五七、七四〇円	一 一、九九〇円
一 五〇月	一 五八、四〇〇円	一 一、二八〇円
一 五一月	一 五九、〇六〇円	一 一、五八〇円
一 五二月	一 五九、七二〇円	一 一、八八〇円
一 五三月	一 六〇、三八〇円	一 一、一八〇円

一五四月	六一、〇四〇円	二七、四八〇円	一八一月	七九、二六〇円	三五、六七〇円
一五五月	六一、七〇〇円	二七、七八〇円	一八二月	七九、九五〇円	三五、九八〇円
一五六月	六二、三六〇円	二八、〇八〇円	一八三月	八〇、六四〇円	三六、二九〇円
一五七月	六三、〇三〇円	二八、三八〇円	一八四月	八一、三三〇円	三六、六〇〇円
一五八月	六三、七〇〇円	二八、六八〇円	一八五月	八二、〇二〇円	三六、九一〇円
一五九月	六四、三七〇円	二八、九八〇円	一八六月	八二、七一〇円	三七、二二〇円
一六〇月	六五、〇四〇円	二九、二八〇円	一八七月	八三、四〇〇円	三七、五三〇円
一六一月	六五、七二〇円	二九、五八〇円	一八八月	八四、〇九〇円	三七、八四〇円
一六二月	六六、三八〇円	二九、八八〇円	一八九月	八四、七八〇円	三八、一五〇円
一六三月	六七、〇五〇円	三〇、一八〇円	一九〇月	八五、四七〇円	三八、四六〇円
一六四月	六七、七二〇円	三〇、四八〇円	一九一月	八六、一六〇円	三八、七七〇円
一六五月	六八、三九〇円	三〇、七八〇円	一九二月	八六、八五〇円	三九、〇八〇円
一六六月	六九、〇六〇円	三一、〇八〇円	一九三月	八七、五四〇円	三九、三九〇円
一六七月	六九、七三〇円	三一、三八〇円	一九四月	八八、三三〇円	四〇、三四〇円
一六八月	七〇、四〇〇円	三一、六八〇円	一九五月	八八、九四〇円	四〇、六六〇円
一六九月	七一、〇七〇円	三一、九八〇円	一九六月	八九、六五〇円	四〇、九八〇円
一七〇月	七一、七四〇円	三二、二八〇円	一九七月	九〇、三六〇円	四一、三〇〇円
一七一月	七二、四一〇円	三二、五八〇円	一九八月	九一、〇七〇円	四一、三〇〇円
一七二月	七三、〇八〇円	三二、八八〇円	一九九月	九一、七八〇円	四一、三〇〇円
一七三月	七三、七五〇円	三三、一九〇円	二〇〇月	九二、五〇〇円	四一、六二〇円
一七四月	七四、四三〇円	三三、五〇〇円	二〇一月	九三、二三〇円	四一、九五〇円
一七五月	七五、一二〇円	三三、八二〇円	二〇二月	九三、九六〇円	四二、二八〇円
一七六月	七五、八一〇円	三四、一二〇円	二〇三月	九四、六九〇円	四二、六一〇円
一七七月	七六、五〇〇円	三四、四三〇円	二〇四月	九五、四二〇円	四二、九四〇円
一七八月	七七、一九〇円	三四、七四〇円	二〇五月	九六、一六〇円	四三、二七〇円
一七九月	七七、八八〇円	三五、〇五〇円	二〇六月	九六、九〇〇円	四三、六〇〇円
一八〇月	七八、五七〇円	三五、三六〇円	二〇七月	九七、六五〇円	四三、九四〇円

一八一月	七九、二六〇円	三五、六七〇円
一八二月	七九、九五〇円	三五、九八〇円
一八三月	八〇、六四〇円	三六、二九〇円
一八四月	八一、三三〇円	三六、六〇〇円
一八五月	八二、〇二〇円	三六、九一〇円
一八六月	八二、七一〇円	三七、二二〇円
一八七月	八三、四〇〇円	三七、五三〇円
一八八月	八四、〇九〇円	三七、八四〇円
一八九月	八四、七八〇円	三八、一五〇円
一九〇月	八五、四七〇円	三八、四六〇円
一九一月	八六、一六〇円	三八、七七〇円
一九二月	八六、八五〇円	三九、〇八〇円
一九三月	八七、五四〇円	三九、三九〇円
一九四月	八八、三三〇円	四〇、三四〇円
一九五月	八八、九四〇円	四〇、六六〇円
一九六月	八九、六五〇円	四〇、九八〇円
一九七月	九〇、三六〇円	四一、三〇〇円
一九八月	九一、〇七〇円	四一、三〇〇円
一九九月	九一、七八〇円	四一、三〇〇円
二〇〇月	九二、五〇〇円	四一、六二〇円
二〇一月	九三、二三〇円	四一、九五〇円
二〇二月	九三、九六〇円	四二、二八〇円
二〇三月	九四、六九〇円	四二、六一〇円
二〇四月	九五、四二〇円	四二、九四〇円
二〇五月	九六、一六〇円	四三、二七〇円
二〇六月	九六、九〇〇円	四三、六〇〇円
二〇七月	九七、六五〇円	四三、九四〇円

二〇八月	九八、四〇〇円	四四、二八〇円	二三五月	一一〇、〇九〇円	五四、〇四〇円
二〇九月	九九、一五〇円	四四、六二〇円	二三六月	一一〇、九五〇円	五四、四三〇円
二〇十月	九九、九一〇円	四五、九六〇円	二三七月	一二一、八一〇円	五四、八二〇円
二一一月	一〇〇、六七〇円	四五、三〇〇円	二三八月	一二二、六八〇円	五六、二二〇円
二一二月	一〇一、四三〇円	四五、六四〇円	二三九月	一二三、五五〇円	五六、六〇〇円
二二三月	一〇二、二〇〇円	四五、九九〇円	二四〇月	一二四、四二〇円	五六、九九〇円
二二四月	一〇二、九七〇円	四六、三四〇円	二四一月	一二五、三一〇円	五六、三九〇円
二二五月	一〇三、七五〇円	四六、六九〇円	二四二月	一二六、二〇〇円	五六、七九〇円
二二六月	一〇四、五三〇円	四七、〇四〇円	二四三月	一二七、〇九〇円	五六、一九〇円
二二七月	一〇五、三一〇円	四七、三九〇円	二四四月	一二七、九八〇円	五六、五九〇円
二二八月	一〇六、〇九〇円	四七、七四〇円	二四五月	一二八、八七〇円	五六、九九〇円
二二九月	一〇六、八九〇円	四八、一〇〇円	二四六月	一二九、七八〇円	五六、四〇〇円
二二〇月	一〇七、六九〇円	四八、四六〇円	二四七月	一二三〇、六九〇円	五六、八一〇円
二二一月	一〇八、四九〇円	四八、八二〇円	二四八月	一二一、六〇〇円	五六、二三〇円
二二二月	一〇九、二九〇円	四九、一八〇円	二四九月	一二三、五一〇円	五六、六三〇円
二二三月	一一〇、〇九〇円	四九、五四〇円	二五〇月	一二三、四三〇円	六〇、〇四〇円
二二四月	一一〇、九一〇円	四九、九一〇円	二五一月	一二四、三六〇円	六〇、四六〇円
二二五月	一一一、七三〇円	五〇、二八〇円	二五二月	一二五、二九〇円	六〇、八八〇円
二二六月	一一二、五五〇円	五〇、六五〇円	二五三月	一二六、二三〇円	六一、三〇〇円
二二七月	一一三、三七〇円	五一、〇三〇円	二五四月	一二七、一五〇円	六一、七二〇円
二二八月	一一四、一九〇円	五一、三九〇円	二五五月	一二八、〇九〇円	六二、一四〇円
二二九月	一一五、〇二〇円	五一、七六〇円	二五六月	一二九、〇四〇円	六二、五七〇円
二二〇月	一一五、八六〇円	五一、一四〇円	二五七月	一二三九、九九〇円	六三、〇〇〇円
二二一月	一一六、七〇〇円	五二、五二〇円	二五八月	一二四〇、九五〇円	六三、四三〇円
二二二月	一一七、五四〇円	五二、九〇〇円	二五九月	一二四一、九一〇円	六三、八六〇円
二二三月	一一八、三八〇円	五三、二八〇円	二六〇月	一二四二、八七〇円	六四、二九〇円
二二四月	一一九、二三〇円	五三、六六〇円	二六一月	一二四三、八四〇円	六四、七三〇円

二三五月	一二〇、〇九〇円	五四、〇四〇円	二三六月	一一〇、九五〇円	五四、四三〇円
二三七月	一二一、八一〇円	五六、三九〇円	二三七月	一二二、六八〇円	五六、二二〇円
二三八月	一二二、六九〇円	五六、七四〇円	二三八月	一二三、五五〇円	五六、六〇〇円
二三九月	一二三、五一〇円	五六、一四〇円	二三九月	一二四、四二〇円	五六、九九〇円
二三〇月	一二四、三九〇円	五六、三九〇円	二四〇月	一二五、二九〇円	五六、七九〇円
二三一月	一二五、二九〇円	五六、二九〇円	二四一月	一二六、二三〇円	五六、一九〇円
二三二月	一二六、一九〇円	五六、一九〇円	二四二月	一二七、〇九〇円	五六、九九〇円
二三三月	一二七、五四〇円	五六、九〇〇円	二四三月	一二八、〇九〇円	五六、七三〇円
二三四月	一二八、三八〇円	五六、七三〇円	二四四月	一二九、〇九〇円	五六、五七〇円
二三五月	一二九、二三〇円	五六、五七〇円	二四五月	一二一、八一〇円	五六、三九〇円
二三六月	一二九、九〇〇円	五六、九〇〇円	二五五月	一二二、六九〇円	五六、七九〇円
二三七月	一二九、七九〇円	五六、七九〇円	二五六月	一二三、五九〇円	五六、五九〇円
二三八月	一二九、六九〇円	五六、六九〇円	二五七月	一二四、四九〇円	五六、四九〇円
二三九月	一二九、五九〇円	五六、五九〇円	二五八月	一二五、三九〇円	五六、三九〇円
二三〇月	一二九、四九〇円	五六、四九〇円	二五九月	一二六、二九〇円	五六、二九〇円
二三一月	一二九、三九〇円	五六、三九〇円	二六〇月	一二七、一九〇円	五六、一九〇円
二三二月	一二九、二九〇円	五六、二九〇円	二六一月	一二八、〇九〇円	五六、九九〇円

二六二月	一四四、八二〇円	六五、一七〇円	二八九月	一七三、〇〇〇円	七七、八五〇円
二六三月	一四五、八〇〇円	六五、六一〇円	二九〇月	一七四、一二〇円	七八、三五〇円
二六四月	一四六、七八〇円	六六、〇五〇円	二九一月	一七五、二五〇円	七八、八六〇円
二六五月	一四七、七八〇円	六六、五〇〇円	二九二月	一七六、三八〇円	七九、三七〇円
二六六月	一四八、七八〇円	六六、九五〇円	二九三月	一七七、五一〇円	七九、八八〇円
二六七月	一四九、七八〇円	六七、四〇〇円	二九四月	一七八、六四〇円	八〇、三九〇円
二六八月	一五〇、七八〇円	六七、八五〇円	二九五月	一七九、七九〇円	八〇、九一〇円
二六九月	一五一、七八〇円	六八、三〇〇円	二九六月	一八〇、九四〇円	八一、四三〇円
二七〇月	一五二、七八〇円	六八、七五〇円	二九七月	一八二、〇九〇円	八一、九五〇円
二七一月	一五三、八〇〇円	六九、二一〇円	二九八月	一八三、二五〇円	八二、四七〇円
二七二月	一五四、八二〇円	六九、六七〇円	二九九月	一八四、四一〇円	八二、九九〇円
二七三月	一五五、八四〇円	七〇、一三〇円	三〇〇月	一八五、五七〇円	八三、五一〇円
二七四月	一五六、八八〇円	七〇、六〇〇円	三〇一月	一八六、七五〇円	八四、〇四〇円
二七五月	一五七、九三〇円	七一、〇七〇円	三〇二月	一八九、一三〇円	八五、一一〇円
二七六月	一五八、九七〇円	七一、五四〇円	三〇三月	一九〇、三三〇円	八五、六五〇円
二七七月	一六〇、〇三〇円	七二、〇一〇円	三〇四月	一九二、七四〇円	八六、一九〇円
二七八月	一六一、〇七〇円	七二、四八〇円	三〇五月	一九三、九六〇円	八七、二八〇円
二七九月	一六二、一三〇円	七三、九六〇円	三〇六月	一九五、一八〇円	八七、八三〇円
二八〇月	一六三、二〇〇円	七三、四四〇円	三〇七月	一九七、六二〇円	八九、四九〇円
二八一月	一六四、二七〇円	七三、九二〇円	三〇八月	一九九、一八〇円	九一、七五〇円
二八二月	一六五、三四〇円	七四、四〇〇円	三〇九月	一九六、四〇〇円	九〇、〇五〇円
二八三月	一六六、四二〇円	七四、八九〇円	三一〇月	一九七、六二〇円	九〇、六一〇円
二八四月	一六七、五一〇円	七五、三八〇円	三一一月	一九八、八六〇円	九一、一八〇円
二八五月	一六八、六〇〇円	七五、八七〇円	三一二月	二〇〇、一一〇円	九一、七五〇円
二八六月	一六九、六九〇円	七六、三六〇円	三一三月	二〇一、三六〇円	九〇、六一〇円
二八七月	一七〇、七八〇円	七六、八五〇円	三一四月	二〇一、六二〇円	九一、七五〇円
二八八月	一七一、八九〇円	七七、三五〇円	三一五月	二〇三、八八〇円	九一、七五〇円

三一五月	二〇三、八八〇円	九一、七五〇円	三一五月	二〇一、三六〇円	九〇、六一〇円
三一六月	二〇四、九〇〇円	九二、八五〇円	三一六月	二〇五、九三〇円	九三、八八〇円
三一七月	二〇五、九三〇円	九四、九一〇円	三一七月	二〇六、九六〇円	九五、九九〇円
三一八月	二〇六、九六〇円	九六、一〇〇円	三一八月	二〇七、一〇〇円	九七、一〇〇円
三一九月	二〇七、一〇〇円	九八、一〇〇円	三一九月	二〇八、一〇〇円	九九、一〇〇円
三一十月	二〇八、一〇〇円	一〇〇、一〇〇円	三一十月	二〇九、一〇〇円	一〇一、一〇〇円
三一十一月	二〇九、一〇〇円	一〇一、一〇〇円	三一十一月	二一〇、一〇〇円	一〇二、一〇〇円
三一十二月	二一〇、一〇〇円	一〇二、一〇〇円	三一十二月	二一〇、一〇〇円	一〇三、一〇〇円

三一六月	一〇五、一五〇円	九六、三二〇円	三四三月	三四一、七六〇円	一〇八、七九〇円
三一七月	二〇六、四二〇円	九二、八九〇円	三四四月	一四三、三二〇円	一〇九、四五〇円
三一八月	二〇七、六九〇円	九三、四六〇円	三四五月	一四四、六九〇円	一一〇、一一〇円
三一九月	二〇八、九八〇円	九四、〇四〇円	三四六月	一四六、一六〇円	一二〇、七七〇円
三一〇月	二一〇、二七〇円	九四、六二〇円	三四七月	一四七、六三〇円	一二一、四三〇円
三一一月	二一一、五六〇円	九五、二二〇円	三四八月	一四九、二二〇円	一二二、〇九〇円
三一二月	二一二、八七〇円	九五、七九〇円	三四九月	一五〇、六〇〇円	一二二、七六〇円
三二三月	二一四、一八〇円	九六、三八〇円	三五一月	一五三、六〇〇円	一二四、一二〇円
三二四月	二一五、四九〇円	九六、九七〇円	三五二月	一五五、一二〇円	一二四、八〇〇円
三二五月	二一六、八二〇円	九七、五七〇円	三五三月	一五六、六二〇円	一二五、四八〇円
三二六月	二一八、一五〇円	九八、一七〇円	三五四月	一五八、一三〇円	一二六、一六〇円
三二七月	二一九、四八〇円	九八、七七〇円	三五五月	一五九、六六〇円	一二七、五四〇円
三二八月	二二〇、八三〇円	九九、三七〇円	三五六月	一六一、二〇〇円	一二八、二四〇円
三二九月	二二一、一七〇円	九九、九八〇円	三五七月	一六二、七五〇円	一二九、六四〇円
三三〇月	二二三、五三〇円	一〇〇、五九〇円	三五八月	一六四、三二〇円	一二八、九四〇円
三三一月	二二四、九〇〇円	一〇一、二二〇円	三五九月	一六五、八七〇円	一二九、六四〇円
三三二月	二二六、二八〇円	一〇二、四五〇円	三六〇月	一六七、四三〇円	一二〇、三四〇円
三三三月	二二七、六六〇円	一〇三、〇七〇円	三六一月	一六九、〇〇〇円	一二一、〇五〇円
三三四月	二二九、〇四〇円	一〇三、八三〇円	三六二月	一七〇、六〇〇円	一二一、七七〇円
三三五月	二三〇、四二〇円	一〇三、六九〇円	三六三月	一七三、二〇〇円	一二三、四九〇円
三三六月	二三一、八〇〇円	一〇四、三一〇円	三六四月	一七三、八〇〇円	一二三、三二〇円
三三七月	二三三、二〇〇円	一〇四、九四〇円	三六五月	一七五、四〇〇円	一二三、九三〇円
三三八月	二三四、六二〇円	一〇五、五八〇円	三六六月	一七七、〇〇〇円	一二四、六五〇円
三三九月	二三六、〇四〇円	一〇六、三二〇円	三六七月	一七八、六二〇円	一二五、三八〇円
三四〇月	二三七、四六〇円	一〇六、八六〇円	三六八月	一八〇、二六〇円	一二六、一二〇円
三四一月	二三八、八八〇円	一〇七、五〇〇円	三六九月	一八一、九〇〇円	一二六、八六〇円
三四二月	二四〇、三一〇円	一〇八、一四〇円			

三七〇月	二八三、五五〇円	一二七、六〇〇円	三九七月	三三一、二〇〇円	一四九、〇四〇円
三七一月	二八五、二〇〇円	一二八、三四〇円	三九八月	三三三、〇九〇円	一四九、八九〇円
三七二月	二八六、八七〇円	一二九、〇九〇円	三九九月	三三四、九八〇円	一五〇、七四〇円
三七三月	二八八、五五〇円	一二九、八五〇円	四〇〇月	三三六、八九〇円	一五一、六〇〇円
三七四月	二九〇、二四〇円	一三〇、六一〇円	四〇一月	三三八、八〇〇円	一五二、四六〇円
三七五月	二九一、九三〇円	一三一、三七〇円	四〇二月	三四〇、七一〇円	一五三、三二〇円
三七六月	二九三、六二〇円	一三二、一三〇円	四〇三月	三四二、六四〇円	一五四、一九〇円
三七七月	二九五、三三〇円	一三三、九〇〇円	四〇四月	三四四、六〇〇円	一五五、〇七〇円
三七八月	二九七、〇四〇円	一三五、六七〇円	四〇五月	三四八、五六〇円	一五六、八三〇円
三七九月	二九八、七五〇円	一三四、四四〇円	四〇六月	三四九、五二〇円	一五九、九五〇円
三七八月	三〇〇、四七〇円	一三六、七七〇円	四〇七月	三五〇、四九〇円	一五七、七二〇円
三八〇月	三〇一、二〇〇円	一三七、五六〇円	四〇八月	三五二、四七〇円	一五八、六一〇円
三八一月	三〇三、九三〇円	一三八、三五〇円	四〇九月	三五四、四七〇円	一五九、五一〇円
三八二月	三〇五、六八〇円	一三九、一五〇円	四一〇月	三五六、四九〇円	一六〇、四二〇円
三八三月	三〇七、四四〇円	一三九、九五〇円	四一一月	三五八、四七〇円	一六一、三二〇円
三八四月	三〇九、二三〇円	一四一、五七〇円	四一二月	三六〇、四九〇円	一六二、三二〇円
三八五月	三一一、〇〇〇円	一四二、三九〇円	四二二月	三六二、五一〇円	一六三、一三〇円
三八六月	三一二、八〇〇円	一四〇、七六〇円	四二三月	三六四、五五〇円	一六四、〇五〇円
三八七月	三一四、六〇〇円	一四一、五七〇円	四二四月	三六六、六〇〇円	一六五、九〇〇円
三八八月	三一六、四二〇円	一四二、三九〇円	四二五月	三六八、六六〇円	一六六、九七〇円
三八九月	三一八、二四〇円	一四三、二二〇円	四二六月	三七〇、七三〇円	一六七、七六〇円
三九〇月	三二〇、〇六〇円	一四四、〇三〇円	四二七月	三七二、八〇〇円	一六八、七〇〇円
三九一月	三二一、八九〇円	一四五、八五〇円	四二八月	三七四、八九〇円	一六九、六四〇円
三九二月	三二二、七三〇円	一四六、五一〇円	四二九月	三七六、九八〇円	一七〇、五九〇円
三九三月	三二三、七三〇円	一四五、六八〇円	四二〇月	三七九、〇九〇円	一七一、五五〇円
三九四月	三二五、五八〇円	一四七、三五〇円	四二一月	三八一、二三〇円	一七二、五一〇円
三九五月	三二七、四四〇円	一四八、一九〇円	四二二月	三八三、三五〇円	一七三、五二〇円
三九六月	三二九、三一〇円		四二三月		

三八〇月	三一〇、〇六〇円	一四四、〇三〇円	四二四月	三六四、五五〇円	一六四、〇五〇円
三八一月	三一四、六〇〇円	一四一、五七〇円	四二五月	三六六、六〇〇円	一六五、九〇〇円
三八二月	三一六、四二〇円	一四二、三九〇円	四二六月	三六八、六六〇円	一六六、九七〇円
三八三月	三一八、二四〇円	一四三、二二〇円	四二七月	三七〇、七三〇円	一六七、七六〇円
三八四月	三二〇、〇六〇円	一四四、〇三〇円	四二八月	三七二、八〇〇円	一六八、七〇〇円
三八五月	三二一、八九〇円	一四五、八五〇円	四二九月	三七四、八九〇円	一六九、六四〇円
三八六月	三二二、七三〇円	一四六、五一〇円	四二〇月	三七六、九八〇円	一七〇、五九〇円
三八七月	三二三、七三〇円	一四五、六八〇円	四二一月	三七九、〇九〇円	一七一、五五〇円
三八八月	三二五、五八〇円	一四七、三五〇円	四二二月	三八一、二三〇円	一七二、五一〇円
三八九月	三二七、四四〇円	一四八、一九〇円	四二三月	三八三、三五〇円	一七三、五二〇円

四二四月	三八五、四九〇円	一七三、四七〇円
四二五月	三八七、六四〇円	一七四、四四〇円
四二六月	三八九、八〇〇円	一七五、四一〇円
四二七月	三九一、九七〇円	一七六、三九〇円
四二八月	三九四、一五〇円	一七七、三七〇円
四二九月	三九六、三三〇円	一七八、三五〇円
四三〇月	三九八、五三〇円	一七九、三四〇円
四三一月	四〇〇、七三〇円	一八〇、三三〇円
四三二月	四〇二、九六〇円	一八一、三三〇円
四三三月	四〇五、二〇〇円	一八二、三四〇円
四三四月	四〇七、四四〇円	一八三、三五〇円
四三五月	四〇九、七一〇円	一八四、三七〇円
四三六月	四一一、九八〇円	一八五、三九〇円
四三七月	四一四、二七〇円	一八六、四二〇円
四三八月	四一六、五六〇円	一八七、四五〇円
四三九月	四一八、八七〇円	一八八、四九〇円
四四〇月	四二一、一八〇円	一八九、五三〇円
四四一月	四二三、四九〇円	一九〇、五七〇円
四四二月	四二五、八二〇円	一九一、六二〇円
四四三月	四二八、一六〇円	一九二、六七〇円
四四四月	四三〇、五一〇円	一九三、七三〇円
四四五月	四三二、八七〇円	一九四、七九〇円
四四六月	四三五、二四〇円	一九五、八六〇円
四四七月	四三七、六三〇円	一九六、九三〇円
四四八月	四四〇、〇一〇円	一九八、〇一〇円
四五九月	四四二、四三〇円	一九九、〇九〇円
四五〇月	四四四、八四〇円	二〇〇、一八〇円

四五二月	四四七、二八〇円	二〇一、二八〇円
四五三月	四四九、七三〇円	二〇一、三八〇円
四五四月	四五三、二〇〇円	二〇四、六一〇円
四五五月	四五七、二〇〇円	二〇五、七四〇円
四五六月	四五九、七一〇円	二〇六、八七〇円
四五七月	四六二、三三〇円	二〇八、〇〇〇円
四五八月	四六四、七五〇円	二〇九、一四〇円
四五九月	四六七、二九〇円	二一〇、二八〇円
四六〇月	四六九、八四〇円	二一一、四三〇円
四六一月	四七二、四〇〇円	二一二、五八〇円
四六二月	四七四、九八〇円	二二三、七四〇円
四六三月	四七七、五六〇円	二三四、九〇〇円
四六四月	四八〇、一六〇円	二三六、〇七〇円
四六五月	四八二、七六〇円	二二七、二四〇円
四六六月	四八五、三八〇円	二二八、四二〇円
四六七月	四八八、〇二〇円	二二九、六一〇円
四六八月	四九〇、六七〇円	二三〇、八〇〇円
四六九月	四九三、三三〇円	二三一、〇〇〇円
四七〇月	四九六、〇〇〇円	二三三、二〇〇円
四七一月	四九八、六九〇円	二三四、四一〇円
四七二月	五〇一、四〇〇円	二三五、六三〇円
四七三月	五〇四、一二〇円	二三六、八五〇円
四七四月	五〇六、八四〇円	二三八、〇八〇円
四七五月	五一二、三三〇円	二三九、三一〇円
四七六月	五一五、〇九〇円	二三一、七九〇円

四七八月	五一七、八七〇円	二三三、〇四〇円
四七九月	五二〇、六七〇円	二三四、三〇〇円
四八〇月	五二三、四九〇円	二三五、五七〇円

四八〇月をこえ る月数	五一三、四九〇円に、四八〇月 をこえる一月につき三、八二〇円 を加算した金額
	二三五、五七〇円

二、三一一円	二二月	五、〇二〇円	四五五月
一、四三〇円	二三月	五、一四〇円	四六月
一、五四〇円	二四月	五、二七〇円	四七月
一、六五〇円	二五月	五、三九〇円	四八月
一、七六〇円	二六月	五、五二〇円	四九月
一、八八〇円	二七月	五、六五〇円	五〇月
一、九九〇円	二八月	五、七七〇円	五一月
一、一〇〇円	二九月	六、〇三〇円	五三月
一、一二〇円	二十月	六、一六〇円	五四月
一、二二〇円	二十一月	六、二九〇円	五六月
一、三四〇円	二二月	六、四二〇円	五六月
一、一三〇円	二三月	六、五五〇円	五七月
一、二三〇円	二四月	六、六八〇円	五八月
一、二三〇円	二五月	六、八二〇円	五九月
一、三四〇円	二六月	六、九五〇円	六〇月
一、四五〇円	二七月		
一、五六〇円	二八月		
一、六六〇円	二九月		
一、七七〇円	二十月		
一、八八〇円	二十一月		
一、九九〇円	二二月		
二、一〇〇円	二三月		
二、二二〇円	二四月		

理由
中小企業の従業員の福祉の増進と
中小企業の振興に資するため、中小
企業退職金共済制度を創設すること
としてこれに関し必要な事項を定める
とともに、その運営にあたる中小企
業退職金共済事業団について組織、
財務その他所要の事項を定める必要
がある。これが、この法律案を提出

する理由である。

○金石國務大臣　ただいま議題となり
ました中小企業退職金共済法案につき
まして、その提案理由及び内容の大綱
を御説明申し上げます。

中小企業の従業員は、大企業と比べ
て恵まれない条件に置かれていること
は御承知の通りであります。これを改
善するためには、もとより中小企業の
経営基盤の強化をはかることが必要で
あるので、政府といたしましては、各
般の施策の推進に努めて参つたのであ
りますが、これらの施策と相まって直
接労働政策におきましても、これが改
善のための対策を行う必要があること
は申すまでもありません。

本国会に提案いたしました最低賃金
法案は、その重要な施設の一つであり
ますが、二二、三年来、全国各地で商店
街等を中心といわゆる共同退職金積立
制度が急速に普及して参りました。申
及しているのに対しまして、中小、零細
企業等におきましては、制度そのものす
ますでもなく、大企業におきましては、
すでに内容の充実した退職金制度が普
及しているのに対しまして、中小、零細
企業では実施することの困難な退
職金制度を多数の企業が力を合せるこ
とにによって可能ならしめようとする努
力の現われであります。政府といたし

ますしては、かかる趨勢にかんがみ、
より安全確実な退職金共済制度を確立
することが従業員の福祉の向上と雇用
の安定に役立ち、ひいては中小企業の
振興に資するものであると考え、この
法案を提案いたした次第であります。

次に法案の内容について概略御説明
申し上げます。

この法案は、中小企業の従業員の福
祉の増進と中小企業の振興に資するた
め、中小企業退職金共済制度を創設す
ることとし、これに関し必要な事項を
定めるとともに、その運営に当る中小
企業退職金共済事業団について、組
織、財務その他所要の事項を定めたも
のであります。すなわち、第一に、従業
員のために事業団と退職金共済契約を
締結することのできる事業主の範囲
を、常時雇用する従業員の数が商業また
はサービス業を主たる事業とする事業
主については三十人以下、その他の事
業主については百人以下のものといた
しております。なお、退職金共済契約
は、その間につきましては、任意といたし
ております。

第二に、掛金につきましては、事業
主負担といたし、その月額は、従業員
一人につき二百円以上千円以下とし、
その間を百円刻みとして、事務の簡素
化をはかることいたしております。

第三に、退職金につきましては、給
付を確定ならしめるため、直接従業員
に対して支給することとし、その額を

つきましては、掛金の納付月数に応じて定めることといたしております。なお、掛金月額の二百円に対応する部分につきましては、給付につき掛金納付月数が七年以上十年未満の場合は五%，十年以上の場合は一〇%の国庫補助を行うことといたしております。

第四に、この制度の実施主体につきましては、退職金が長期給付であることにかんがみ、制度の永続制、積立金の管理の安全性並びに労働者に対する確実な給付を保障するため、中小企業退職金共済事業団を設置することと規定を設けることといたしております。なお事業団は、積立金の運用によって、保健、保養のための施設その他の福祉施設の経営を行なうことができることといたしております。

第五に、事業団の余裕金の運用につきましては、その安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業に還元融資されるよう配慮いたしました。その他、既存の共同退職金積立事業を、希望により、引き継ぐために必要な規定を設けることといたしております。

最後に、法案の内容につきましては、特に、本件に関する学識経験者十五人を臨時中小企業労働福祉対策委員会に委嘱し、その懇談会において慎重に御審議を願い、その御意見を十分尊重して作成いたしましたことをつけ加え申上げております。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛

同あらんことをお願ひいたします。

○園田委員長 以上で趣旨の説明は終りました。

なお本案についての質疑は、後日に譲ることにいたします。

○園田委員長 次に、国際労働条約第八十七号に関する問題について調査を進めます。

本問題につきましては、参考人として日本経営者団体連盟専務理事早川勝君、全日本金属鉱山労働組合連合会委員長原口幸隆君、労働問題懇談会元国際労働条約関係小委員長前田多門君、

以上三君が出席されております。本日はお忙しい中をおいでいただき、この際、参考の方々に一言ございまさつを申し上げます。

本日はお忙しい中をおいでいただき、この際、参考の方々に一言ございまさつを申し上げます。

の許可を得ていただくことになつておられます。また参考人の方々は、委員に對して質疑することはできないことになつておりますので、以上お含み置き願いたいと存じます。また御発言の順序につきましては、勝手ながら委員長におまかせを願いたいと存じます。

なお質疑をされる委員の諸君に申し上げておきますが、参考人はお三名とも非常に御多忙でございますが、特に早川参考人、前田参考人は一方は健康のため、一方は予定の行事のため正午まで退出したいとの希望でございますが、そのおつもりで御質疑をお願いいたします。

それでは早川参考人よりお願ひをいたします。早川勝君。

○早川参考人 私、早川でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

ところが、五、六年前でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

ところが、五、六年前でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

ところが、五、六年前でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

ところが、五、六年前でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

ところが、五、六年前でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

いて問題になるところ、すなわち公労協関係の労働組合、たとえば国鉄労組など規約を見ます。だとか全通労組などの規約を見ます。役員の身分をめぐって、いわばこれの第一條にちゃんと、この組合は国鉄從業員をもつて組織する。ある

いはこの組合は全通從業員をもつて組織するというふうになっておりました。

たと、その第一條にちゃんと、この組合は国鉄從業員をもつて組織するという立場から、ずっと平らに問題が起つてきましたので、従つて今度の

序につきましては、勝手ながら委員長におまかせを願いたいと存じます。

なお質疑をされる委員の諸君に申し上げておきますが、参考人はお三名とも非常に御多忙でございますが、特に早川参考人、前田参考人は一方は健

康のため、一方は予定の行事のため正午まで退出したいとの希望でございますが、そのおつもりで御質疑をお願いいたします。

それでは早川参考人よりお願ひをいたします。早川勝君。

○早川参考人 私、早川でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基

本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

ところが、五、六年前でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基

本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

ところが、五、六年前でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基

本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

ところが、五、六年前でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基

本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

す。従つて問題は、議争行為を公労組合が行い、そのために解雇された従員の身分をめぐって、いわばこれの組合の問題から、ずっと平らに問題が起つてきましたので、従つて今度の

序につきましては、勝手ながら委員長におまかせを願いたいと存じます。

なお質疑をされる委員の諸君に申し上げておきますが、参考人はお三名とも非常に御多忙でございますが、特に早川参考人、前田参考人は一方は健

康のため、一方は予定の行事のため正午まで退出したいとの希望でございますが、そのおつもりで御質疑をお願いいたします。

それでは早川参考人よりお願ひをいたします。早川勝君。

○早川参考人 私、早川でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基

本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

ところが、五、六年前でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基

本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

ところが、五、六年前でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基

本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

す。従つて問題は、議争行為を公労組合が行い、そのために解雇された従員の身分をめぐって、いわばこれの組合の問題から、ずっと平らに問題が起つてきましたので、従つて今度の

序につきましては、勝手ながら委員長におまかせを願いたいと存じます。

なお質疑をされる委員の諸君に申し上げておきますが、参考人はお三名とも非常に御多忙でございますが、特に早川参考人、前田参考人は一方は健

康のため、一方は予定の行事のため正午まで退出したいとの希望でございますが、そのおつもりで御質疑をお願いいたします。

それでは早川参考人よりお願ひをいたします。早川勝君。

○早川参考人 私、早川でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基

本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

ところが、五、六年前でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基

本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

ところが、五、六年前でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基

本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

ところが、五、六年前でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基

本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

ところが、五、六年前でございま

す。使用者の立場から私の意見を申し上げたいと存じます。その私の申し上げた意見は、従前使用者がこの問題についてどんなふうに考えておったかという、従前の考え方を一應申し上げます。それから現在持っております基

本的な態度及びそれに関連する、その内容をなすところの意見を申し上げます。

批准という問題については、そのまま無条件に是認するわけにはいかない。この条約を批准するということを、特に労働側が主張されるわけであります。が、その労働側が、批准されるべき対象になるもの、条約の中にはあります項目、すなわちその国の法律を順守するということに抵触しているわけでありますから、そこに自己矛盾があるのじやないかと思うのであります。従つて使用者といたしましては、直ちに無条件でこれを批准することは是認できない、こういう立場をとつておるわけであります。

そこで、それではどういう内容になるかということになりますが、それは実情の問題と法制の問題とに分れると思ひます。

議行為を抑えるための唯一の対抗手段になつておるわけであります。と申しますのは、不当な争議行為のために役員が解雇され、四条三項があるから解雇された役員が入つておる相手とは団交がやれないというようなわけで、使用者としては押されていながら、この条項によつて団交を拒否することによって、やつと違法争議をそこで食いつめようとするかんぬきになつておるというのが実情であろうと存じます。従つてこの実情におきまして、この状態を唯一の担保としておりますところの規定、四条三項をもははずとしたいたしますならば、それにかわるべき担保規定が必要る、こういう立場をとるわけであります。その担保されております状態といいますのは、現在でよいとい

の範囲をその部分だけ広げないと空合の組合員及び役員というふうに範合を書き直す必要があるうかと思います。

それからもう一つ、均衡を保つということを申し上げましたが、今申しましたように、実はこの四条三項が唯一の担保規定になつております。その担保規定は、争議行為が行われた場合には、十八条の規定によつて、個々の行為者は解雇をされることとなるわけですが、団体としては別段の制限を受けないわけでございますので、そこに四条三項をはずしかわりに、そういう組合側において違法な争議行為があつたという場合には、そういうのを相手には団体交渉はできぬ

ないわけでござりますので、そういうものの役員を持つ、あるいはそういうものの団体交渉が、よしとされたりしましても、場合によれば使用者がこれを拒否することにしても、これは正当な事由であるということにしたいわけでござります。

なお、この条約が批准せられ、四条三項が禁止せられるいたしますと、組合の規約は場合によつては變り得るわけであります。従いまして先ほど申し上げました公労協関係の組合に全然関係のない者も入り得るわけであります。でございますから、従前この仕事として関係のない者が入ってきた場合に、これに対する処置につきましては、現在の公労法は何らないわけでござります。すなわち事業に使用されておりません関係上、解雇をもつて

法につきましては検討を加えてして、その立場を現在の使用者としては持つておるわけでござります。
なお、一つつけ加えまするが、これらの意見は先般の労働問題懇談会の総会の席上でも述べられたわけであります。そして懇談会総会としては、かなり包括的にかつ抽象的にこれらの意見の個々については判断を下すことをせずに、しかし包括的に適当な法制上の処置がとられることになるであろうと、いう見解をおとになりまして、そういうふうに答申をなされておりますので、私どもの意見は意見として、そういう意見を持つておるということを申し添えておきます。
使用者側の意見として一括して申し上げます点は、以上の通りでございま

尖端の問題としては、今申し上げましたように、どうしてもやはり平らにこの条約を批准して、世界水準で、結社の自由ということも何らどこにもわだかまりのないようにしていくために、少くとも違法な状態が起らないように、現在違法な状態があるようでございますが、それをないようにして、また将来においても、そういう違法な状態がない見通しが立つようになります。それから法制的な問題であります
が、この考え方は、実はこの四条三項というの御存じでございましようが、公労協の労使関係については現在別の意味を持ってきておるわけであります。その別の意味と申しますのは、その職員でなければ組合員になれない、組合の役員にもなれないというそれだ

うわけには参りませんけれども、まず現在のこところこれで労使関係が曲りなりにも一応の均衡がとれており存じますが、その均衡がとれておりますことをくすらないという立場で、かわるべき担保が要るというふうに思うわけであります。この場合、特にきついことをきめようという考え方もございませんし、また特に後退するという考え方でもございません。この条約を批准するということはそのことでございまするから、現在あるがままの状態の中で批准を成立させるという立場をとるわけであります。従つてその具体的的な内容は、事務的にいろいろ処置する点もございますけれども、たとえば公労法第十七条の後段の規定によりまして、争議行為の共謀、教唆、扇動などは禁止されておるわけありますが、今度は四条三項をはすせば、よその者が入

という手も不当なことにならぬとう、法制上の保証がほしいというわけでもござります。個人々々が争議行為をやつてはいかぬということについては十七条、十八条にござりますけれども、団体としてはそれを制約する規定がございませんので、現在四条三項で事実上その効果を果しておる。その効果のある四条三項がはずれますのかわるべきものとしてそういう規定がほしいというわけであります。そしてそれはさきにも申し上げましたが、条約八十七条の八条一項にござりますように、この権利の行使に当つてはその国の法律を順守しなければならないとなつておるのでござります。でありますのに、その国の法律を順守せず、争議行為を行なつたのでありますから、そういうことをやりました組合は、この条約による権利の保護を受け

云々するわけにもいきません。懲戒のもどりません。従つてこういったことは各事業法においてきちんととするといふようなことが出て参ると思います。その事業法におきましても、いろいろな、国鉄の事業法、鉄道営業法とか、郵便、通信とかの各事業法との間にアンバランスがありました。特に国鉄の営業法のこときは五十年も前の法律でござりますので、こういう機会にきちんとしていくべきことが必要であろう、こういうことを考えて、自分たちの意見としておるわけでござります。

○國田委員長 早川、前田両参考人が十二時までに退出されたい御希望でありますから、原口参考人の御意見の陳はあとに回しまして、まず前田参考人にお願いいたします。前田多門君。

○前田参考人 委員長からこの問題についての意見を述べるという御趣旨でございますが、それに先立ちまして一応簡単に経過を申し上げますと、私が本日お呼びをいただきました資格は、労働問題懇談会の条約批准についての小委員会の委員長としてということでお示しがございました。その小委員会のことから始めましてごく簡単に経過を申し上げまして、それから私の意見を申し上げることにいたしたいと思ひます。

昨年の二月にこの小委員会が設けられまして、ここにおいてになります早

Digitized by srujanika@gmail.com

川さんも原口さんもその委員におかれになつておられます。この委員会は、条約を批准すべしとか、すべからずといふような批准の可否を審査する委員会ではなくて、条約と現行制度との関係、現行制度との間に矛盾があるかないかというような点をしきいに検討せよという仕事の範囲がきめられておりましたので、その意味におきまして九回会合を持ちまして、熱心に諸君は御研究になりました。その結果小委員会といたしましては、資料をお手元にござりますから、一々これを読んだり何かすることを省きたいと存じますが、一口に申しますと、結局条約と公労法の四条の三項とはどうしても矛盾をする、その他のことをいろいろ書いてございますが、一番主要な点はそれでございます。そうして、その報告を昨年の九月の労働問題懇談会の総会においていたしまして、それに基いていろいろの論議がございましたのですが、ちょうどそのとき私ヨーロッパの方へ旅行いたしましたので、その後の総会の様様は人様から伺つて知つておるので、また聞きに屬するところもございますが、結局この総会におきまして、私どもの小委員会の中にお加わりになつております東大の教授の石井さんに、この条約を批准するといふ場合においてはどういうような措置が必要であるかということをもう一べん研究してもらって報告してもらおうじゃないかということになりました。そうしてそれをもとにいたしましていろいろな論議がございました。それから先月の二月十八日に答申がございまし

て、労働問題懇談会として労働大臣に提出いたします答申になつたわけでござります。

それで、私の意見を簡単に申し上げますと、私は、答申に書いてあります。すなわち、八十七号の条約というものは批准すべきものである、それからそれを批准するためには、公労法の四条三項、地公労法の五条三項を廢止しなければならない、この二点に要約されておるわけであります。ただそれに付随いたしまして、ございます。これも余然同意見でございます。「廢止しなければならない」。この廢止にあたっては、関係諸法規等についての必要な措置が考慮されることになるであろうが、……。先刻早川さんからいろいろお話をございましたように、公労法四条三項、地公労法五条三項の廢止に伴いまして、いろいろ考慮しなければならない法規上の問題があると思うのでございます。この法規上の改廃については、注意すべき点を石井報告には相当羅列しておられたのですが、それは外國人が持つておる。それは何であるかというと、この八十七号条約をまだ批准をしてございますが、しかし、これが非常におかれておるよう感を外國人が持つておる。それは何であるかというと、この八十七号条約をまだ批准をしておらないといふことのため、実際以上に何か悪いことが行われておるよう外人が考へておる。またそれを口実といたしまして、今の日本の輸出の進出に伴いますところのいろいろの向うの抵抗に対する一つの理由を与えるといふようなこともござりますが、これは早く批准した方が日本のために利益があるというように常に考えておるものでござります。従つて、その批准にじまになるものであるならば、これは早く批准した方が日本のためには、これはこうしなければならない。このことはむしろ今後の問題として当然なりました国会が一つの見識に基いてされるのである。しかし、いずれそうなる場合には、要は労使の関係を安定し、業務の正常な運営を確保する

かんがみて、関係労使が国内法規を順守してよき労働慣行の確立に努めることが肝要である、こういう態度、心構え、法規的よりはむしろ倫理的と申しますが、そういうような一つの態度があるといふことで、この答申と全然意見が一致しておるわけでございます。そこで私は、答申に書いてあります。すなわち、八十七号の条約というものは批准すべきものである、それからそれを批准するためには、公労法の四条三項、地公労法の五条三項を廢止しなければならない、この二点に要約されておるわけであります。ただそれに付隨いたしまして、ございます。これも余然同意見でございます。「廢止しなければならない」。この廢止にあたっては、関係諸法規等についての必要な措置が考慮されることになるであろうが、……。先刻早川さんからいろいろお話をございましたように、公労法四条三項、地公労法五条三項の廢止に伴いまして、いろいろ考慮しなければならない法規上の問題があると思うのでございます。この法規上の改廃については、注意すべき点を石井報告には相当羅列しておられたのですが、それは外國人が持つておる。それは何であるかというと、この八十七号条約をまだ批准をしてございますが、しかし、これが非常におかれておるよう感を外國人が持つておる。それは何であるかというと、この八十七号条約をまだ批准をしておらないといふことのため、実際以上に何か悪いことが行われておるよう外人が考へておる。またそれを口実といたしまして、今の日本の輸出の進出に伴いますところのいろいろの向うの抵抗に対する一つの理由を与えるといふようなこともござりますが、これは早く批准した方が日本のためには、これはこうしなければならない。このことはむしろ今後の問題として当然なりました国会が一つの見識に基いてされるのである。しかし、いずれそうなる場合には、要は労使の関係を安定し、業務の正常な運営を確保する

しまして、何か労使の間に明朗な空気が醸成せられるということが最も望ましいのではないか。こういうことを契機として、一面においては政府もいさぎよく条約を批准する、またそれに背している点があるとするならば、とにかくこれを是正するというような気持で自主的にやつてもらう。そういうような一つの気持が醸成せられてきて、政府の方も明朗な気持でこの条約を批准する、その気持を受けて、労働慣行を樹立する、順法的にやつていこなれども、すでに十一時をはるかに回っておりますので、主として前田参考人に私お伺いしたいと思うのであります。

私がお尋ねしたいと思ひます点は、これは言うまでもなく委員個人に対する質問ではなくて、今回答申をされたその答申の精神につきましてお尋ねをしたい、こういうふうに考えておられます。ただいま前田参考人から非常に明快に御発言がございまして、自分の考えは答申の通りである。八十七号条約はすみやかに批准すべきである、なおこれに関連して公労法の改正を行われるべきだ、こういう御意見でございました。非常に簡明率直でかつこうあると思います。なおこの答申にありまするこれに関連する諸法規の措置については、政府及び国会においてしまった。非常に簡明率直でかつこうあると思います。なおこの答申にありまするこれに関連する諸法規の措置については、政府及び国会においてしまった。非常に簡明率直でかつこうあるべき調整されるだろうが、自分としてはむしろ法律をいじるよりも、これは倫理的な問題であつて、労使のよき慣行の成熟を期待する、こういうような御発言であったと思いますが、その通りでござりますか。

○赤松委員 二年にはわたりましてこの重大な国際条約の問題をいろいろあらゆる角度から審議をしていただきましておるものでござります。従つて、その批査にじまになるものであるならば、四条三項というものを廢止したらよろしいだろう。けれども、その調整をするところを考慮られて、五名質疑がありましたが、質疑をお願いいたします。赤松勇君。

○前田参考人 これは私の意見を申し上げるのでござりますが、私の意見と上げるのはその通りでござります。

○赤松委員 そこで総会における石井委員の御発言を見ますと、十八条を檢

討することの意味について、次のように見解を述べられておるのであります。「第三の公労法第十八条について、公労法十七条に違反する行為をした職員に対しては、公共企業体等が解雇以外の処分をもなし得るようにしておることについて検討すること」ということにいたしております。これは12を御覽になりましたして、少し含みがあるわけでありまして、「検討すること」と書きました意味は、現行法のまでもやれることはないけれども、このようにすることも、一つのこの際考え方ではないかという意味で、「検討すること。」

そこで、公務員の場合と比較して考えますならば、国家公務員の場合には、何人たるとを問わず広く書き、かつそれを独立犯として、懲役または罰金に処しておるのであります。これが現実のこれまでの法の運用を見て参りますと、解雇以外に、やはり国有鉄道の日本国有鉄道法その他の公社法等に基づく就業規則等によりまして停職等の処分をも、一つの懲戒的処分として扱つておるのであります。その事実を、別に変えようという意見は持つておらないのであります。結局、こういう十七条違反行為も、いろいろの趣様があるので、態様があるので、一律に解雇をもつて律するのは、むしろ適当ではないので、現に各公社法や国家公務員法で取扱つておられるようでありまして、そういう意味で、公労法自身に明かにする方が、すつきりとするのではないかというだけの意味でありまして、そういう意味で、公労法自身のうちに、解雇以外の処分をなしえるということを書くだけのことでありまして、現在の実情を変更しよ

うという意味はないのであります。そなたの職員以外の者、すなわち、組合の「組合員及び役員」が、十七条で禁止したことにはどうなるかという問題であります。たしかに、これは何も書いておりませんが、從来でも解雇としては同じことではないかと思われることであります。いわゆる第三者の債権侵害による不法行為による損害賠償責任が出るだけのことではないかと考えておるだけあります。

そこで、公務員の場合と比較して考えますならば、国家公務員の場合には、何人たるとを問わず広く書き、かつそれを独立犯として、懲役または罰金に処しておるのであります。これが現実のこれまでの法の運用を見て参りますと、解雇以外に、やはり国有鉄道の日本国有鉄道法その他の公社法等に基づく就業規則等によりまして停職等の処分をも、一つの懲戒的処分として扱つておるのであります。その事実を、別に変えようという意見は持つておらないのであります。結局、こういう十七条違反行為も、いろいろの趣様があるので、態様があるので、一律に解雇をもつて律するのは、むしろ適当ではないので、現に各公社法や国家公務員法で取扱つておられるようでありまして、そういう意味で、公労法の改正をやらなければならぬとの精神であるといふふうに申されまして、結局この間、政府の方で閣議でもってこの批准をする場合、公労法の改正及びこれに伴うところの関連法規の改正をやらなければならぬとの見解をもつておるわけであります。こういふふうに申されましてはむろんこれは石井委員から総会に報告をされまして、総会で了承を得ておるわけであります。

○赤松委員 先ほど前田参考人から、私どもは条約の批准とそれに伴う公労法の改正だけだけつこうなんだ、そういう考え方であるという御発言がございました。私もやはりそうだと思います。ただこの答申の中での「要は」以下が主眼でございます。

○前田参考人 私の記憶が間違つておいでになります。

○赤松委員 答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。「第三の公労法第十八条について、公労法十七条に違反する行為をした職員に対しては、公共企業体等が解雇以外の処分をもなし得るようにしておることについて検討すること」という意味は、現行法のまでもやれることはないけれども、このようにすることも、一つのこの際考え方ではないかという意味で、「検討すること。」

そこで、公務員の場合と比較して考えますならば、国家公務員の場合には、何人たるとを問わず広く書き、かつそれを独立犯として、懲役または罰金に処しておるのであります。これが現実のこれまでの法の運用を見て参りますと、解雇以外に、やはり国有鉄道の日本国有鉄道法その他の

公社法等に基づく就業規則等によりまして停職等の処分をも、一つの懲戒的処分として扱つておるのであります。その事実を、別に変えようという意見は持つておらないのであります。結局、こういう十七条違反行為も、いろいろの趣様があるので、態様があるので、一律に解雇をもつて律するのは、むしろ適当ではないので、現に各公社法や国家公務員法で取扱つておられるよう

あります。私はやはりそうだと思います。ただこの答申の中での「要は」以下が主眼でございます。

○前田参考人 答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○前田参考人

答申の中の第二項の、関係諸

な見解を述べられておるのであります。

○赤松委員

答申の中の第二項の、関係諸

と業務の正常な運営というの直接関係はないんだ、こう理解してよろしくうございませんか。

○前田参考人 私はやはり両者については、前提条件などというかた苦しい考え方でなくして、同時的に起る一つの好ましき現象、こういうように考えておるのであります。これは私見でございますが、一面においては条約は批准する、そういう現象が起る、これと同時に、あととか先とかそういうことを離れて、同時に、これを機会として労使間の最も望ましいところの慣行が樹立される、こういう現象が起る、二つの現象がコンカーレント、同時的に起る、こういうところが要点だというように私は理解いたしております。

○多賀谷委員 そういたしますと、望ましい姿で同時的に起るということを私は理解いたしております。

○多賀谷委員 そういうふうに私は理解いたしております。

○前田参考人 つまり、前提条件といふ定義いかんによるわけであります。が、厳格に法律的に申しますると、前提条件というわけではないようて考えております。

○多賀谷委員 前田さんにお尋ねいたしますが、公務員法との関係は全然ございませんか。

○前田参考人 公務員法との関係は、私が委員長をいたしております小委員会の報告の中にも出ておりますが、結論的に申しますと、現行の公務員法そのままで条約は批准できる、条約とは衝突しない、こういう見解をとっております。

○多賀谷委員 現行法をすなおに読みますと、確かにお説のように条約とは

衝突しないとわれわれも考えております。しかし、現実扱われております人事院規則なりその他の、たとえば公労法四条三項に規定しておりますようなことを現実に扱っております。そしてそういうことが現実に扱われておる、すなわち從業員でなくとも組合員になれるという規約のあるところは、職員団体としての登録の拒否をしておる、こういうことが現実に扱われておるわけですね。その扱いはやはりこの八十七号に抵触する、こういうふうに考えられますかどうですか。

○前田参考人 私はしようとよく法律の関係がわからないのですけれども、その当時小委員会で皆さんに議論していらっしゃるその議論の要点をお取り次ぎいたしますと、公務員といふ場合においては相当規律のきびしいものであつたからして、規定によつては、たといどういうものがあつても――お手元にござります小委員会の報告に、たしかその通り出でると思いますが、それの(2)の具体的な問題点についてといふところに、「職員は、組合その他他の団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる」と解せられるので、規定そのものとしては条約との関係において問題はないと考えられる。またこれらの条文が職員以外の者の団体結成及び加入を禁止する意味に取扱われる場合においては、問題となる余地もあるが、行政事務に従事する公務員の地位の特殊性並びに諸外国におけるこれが取扱いの事例に鑑み必ずしも「現在のやり方」といふものは「条約に抵触するもの」とは考えられない。」この点では、小委員会に関する限り

はすべての人の意見が一致いたしました。そこで最後に早川さんにお尋ねいたわけです。しかし本日は、答申にはそのことが触れてありませんから、私は問題点だけあげて終りますけれども、そういう点は確かに取扱いとして問題になるのじゃないか、こういうふうに考えます。

そこでもう一つお尋ね申し上げたいのですが、現在全般で行われております被解雇者を含む役員の状態、これを白紙に返さなければいけない、こういふことを言っておるわけであります。が、このことを前提として、すでにILLO条約に基く結社の自由委員会あるのは理事会、そういうところで日本政府にその事態において勧告がなされておる、あるいは勧告が決議されおる、あるいは理事會であります。たゞ公企体とが現業等の特別の任務にむずかしい法律関係になる、こいつを守らないで、それを直さなければ条約を批准をしないという態度は、私はILLO機関というものを非常に無視した考えじやないか、こういうように考えるわけで、その点個人の意見でもけつこうですからお聞かせ願いたい。

○前田参考人 私は自由委員会のその勧告の文字といふものは詳しく見ておりませんので、この場でもってはつきりお答えすることはできません。

○多賀谷委員 非常に残念ですけれども……日本国が八十七号を批准して、争議権を与えて、その上に立ててその労使の調整をやる制度を確立し

おるのであるのと、その勧告をされたこと自体を問題として、政府が改めないで、むしろそれを逆に利用して、ILLO条約批准の前提条件にするというのとあるのは地方公務員法の法律規定としては、私は条約違反の点はないと思いますけれども、人事院規則あるいは人事院規則による登録拒否という点は、確かに私はその精神から逸脱をしておるのじゃないかというように思っています。しかし本日は、答申にはそのことが触れてありませんから、私は問題点だけあげて終りますけれども、そういう点は確かに取扱いとして問題になるのじゃないか、こういうふうに考えられますかどうですか。

私はこの方がむしろ労使関係の安定化を考えておるのですが、早川さんはどういうようにお考えですか。こそりいろいろおっしゃいました。そうして公企労法の十七条あるいは十八条の改正、たとえばそういう組合員については、団体交渉権拒否も不当ではないか、個人だけこうですから御意見を伺いたいと思います。

○早川参考人 今お話しのような考え方もある、考え方としてはあると存じます。ただ公企体とが現業等の特別の任務と申しますか、特殊性から考えまして、公共に大へん影響がありますので、利用者とかそういう大衆の方に迷惑を及ぼしたくないというために、争議の禁止ができるおることと存じますので、それを今取つ払うということについては私としては自信がございません。

○多賀谷委員 お言葉を返すようですか。そうして公益事業でありますか権利を許した方が安定するのじゃないか。一般の公益事業並みに緊急調整を発動してそういう争議の調整をしたらどうか。これを全然禁止しておるところにこういう状態が出てきて、それを何とかして取り締らうとするといふら、こんなに争議権の禁止の理由がある。これは大衆に影響があるというこの理由で争議権を禁止されておるわけではないですね。争議権を禁止されおるのは、いわば政府機関であるからといって、そういうところに争議権の禁止の理由がある。これは事業自体がそういう大衆性を持つておるということに私は争議権の禁止の意義があるのじゃないと

思います。これは公企体であるから、いわば政府が金を出しておるから、こういうところに問題があると思ひますから、それならばそれで別

法律で、大衆に影響がある場合には別に法律で調整をするということが、むしろ望ましいのではないか。私企業であると公企業との理由で、争議権を禁止するということは本来間違いじやないか、こういうようにも考へるわけです。さらに政府機関であるといふならば、国家公務員にした方が、元に戻した方がすつきりするじやないか。公企体労働関係法というものを特に作つたゆえんのものは、そういう状態ではないのじやないか、こういうように考へるので、その点一つお聞かせ願いたい。

○早川参考人 私は民間で労働争議に対抗したような任務をかなり長くやっておりましたが、争議権を持つておる労働組合と使用者というものが対抗しまして、ぶつかり合つて相手の欠点をついて、国民の大せいの前でどちらが正しかということを争うわけでござりますが、その両方の主張になつておられます。一方の方はよつて起る損失をがまんするということで、お互の力関係が並行して、主張がどちらが正しいかということによつて問題が取扱される、こういうことだらうといふように経験上存じております。ところが先生がおっしゃいましたように、片方が政府ないし政府機関の方は、経済上の損失のためにしんぼうするといふなことは起らぬだと思いますので、そういう民間の仕事との間の力関係の並行ということは、おそらく起り得ないのだ

うと思ひますので、そういうやり方によるところの労使関係の安定、均衡

在ありますするところの労使関係の実態をそのままくすきないで、八十七号問題を解決するというふうにいきたいと
いう考え方でございます。

○鷲井委員 そうしますと、四条三項の廢止といふのは並行して、同時にそういう法律上の措置がいわば労使関係の均衡のとれるような現状をくずさぬような措置が批准ということに先

○早川参考人 私どもの主張としては
行して、四条三項の廢止と同時にとら
れなければいかぬというのがあなた方
の主張なんですか。

も、少し表現が問題になつておるよう
でござりまするが、当時の議事録がこ
ざいまするので、それによつて十分お
確かめ願ひましたらうと思ひます。こ
れを四条三項廢止しつぱなしといふこ

とを労働側委員が主張されまして、使用者側は前提条件だということを主張いたしまして、結局最後のところでああいう表現でまとまつたわけでござりますが、そのことにつきましては会

長からも補足説明がございまして、これは切り離すという主張もあるが、切り離せない。切り離すような状態に成熟していないということをございまして。内容は、一々の条件論争をといふことに入って、いつこう切り分かれて

いうことでございましたけれども、全部切り離して「要は」というところの基礎において当然必要な措置がとられる。当然ということの中には、法的措置がとられるべきであるということも含まっている。こういう御説明でございました。

○瀧井委員 その点はさいぜん前田先

生の赤松さんや多賀谷さんに対する御答弁と幾分ニユアンスが違う感じがするのです。その点前田先生、もう一回念のために、同時にかどうか、当然と置が当然同時にとられるという意味も含まれるという、こういう意味の御説明があつたのですが、その点はどうぞうか。しょうか。

○前田参考人 この点につきましては中山会長が御答弁になるのが最も妥当だと考えるのですが、私だけの考え方を申しますると、先刻申し上げました通り、この答申というものは全会一致でもつて決議されたわけでござります。経営者側の方も全然無条件で四条三項を廢止する、それきりでいいのだとう主張になつております。労働組合側の方の方も公益委員と一緒にになってこの答申を御賛成になりましたので、これが御賛成になりますから、やはり前提条件でござりますから、従つてその解釈につきましてはいろいろ違いがあるだろうと思うのであります。これを御賛成になりつつ、厳格に、やはり前提条件でなければならぬのだという意味でもつて御賛成になつた方もあるし、そうでない意味において御賛成になつた方もあると思います。全体がどうかとおっしゃられますと私はどうも苦しみますと私はどうも苦しむわけであります。これ以上は一つ中山会長にお尋ね願いたいと思います。

○荒井委員 そうしますと、これは早川さんと前田さん両方に最後にお尋ねしたいのですが、この答申の中に「業務の正常な運営を確保する」こういうことがあるわけです。公労法の一条に

し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。」これはもう公其企業体等労働関係法第一条の目的及び関係者の義務になつておるわけです。そうしますと、この答申の中に出ておる「業務の正當な運営を確保する」というその基準ですね、これは一体どうお考えになるのですか。「労使関係を安定し、業務の正當な運営を確保することにある」要はここにあるのですね。その爾のかなめになる正當な運営の基準というものを答申の精神は一体どこに置いておるかということです。これはいろいろあると思うのです。どこに置かれておるのか。これは公労法一条にもすでにそういうことがある。ところがそれを、早川さんはかなめを抜かれたということで言われるが、かなめを抜かれたかわりにまたこれをこへ持ってきておれば、さいせん言われたように、八十七号は批准をしてもらつたけれども、あとに手かせ足かせをはめられてしまつたら同じことだ、こういうことにもなり得るので、少なくともこれは経営者側も大きく百八十度転換したからには、今までと同じ姿であつてはいかぬと思うのです。そうしますと業務の正當な運営を確保する基準といいますか、そういう法的な措置をとらなければならぬという考え方の基準と申しますか、そういうことはどうここは討議をされたのですか。

する、それに対する制裁として強制労働や、ストライキに参加するのを禁止することが前提条件である。強制労働は禁止しておるわけですね。今度あなたの方で法律的な必要な措置といふものが整備せられることが前提条件だ。鉄道営業法その他は今から五十年前にできたものなんだから、こういうものは郵便法その他と均衡をとらさなければいかぬという御意見があつたわけですね。その場合にあなたは、禁錮金と申しますか、こういうものは罰金と申しますか、こういうものは強制労働を一応常識的に伴つていいわけですか。その場合にはやるべきだ、こういうものや罰金と申しますか、こういうものは強制労働をしてかわりにとするべきだと、こういう意味なんですか。

○早川参考人 百五号の条約につきましてはあまりよく知らないのでござりますけれども、同盟罷業をやつたからといって体刑を加えてはいかぬ、強制労働を加えてはいかぬというとの趣旨のようでございます。従つていわゆる正当な職場放棄と申しますか、正当な労務提供拒否は、これはもちろんどんな強制労働の対象とすべきでないというように思います。しかし不当な問題については、これはまた話は別になりますがとも思います。それから今の刑務所における何といいますか、懲役といふものが果してここにいう強制労働を意味するかどうかといふことは、実はまだよく研究しておりませんので私自身も実はちょっととあまり具体的過ぎまして、専門家でございませんので、ねの罰金とか禁錮ということならどうですか、どんなふうにしたらいいかと

持つておりません。

○多賀谷委員 今の問題に関連しまして百五号条約ですが、ちょっとお聞かせ願いたいと思うのです。それは使用者団体は百五号条約には賛成しております。日本の労働者と使用者の団体が賛成して、政府は総会から抜けた権力をした、こういう状態です。政府はこの百五号条約の第一条の回項、同盟龍業に参加したことに対する制裁、これを削りたい、こういうわけで日本政府とインドとが一緒になって修正案を出して、その修正案が否決されたという経緯がある。そこで政府は修正案が否決されたものですから、参加されなかつた。使用者団体は参加されて賛成をされておる。ですから同盟龍業に参加したことに対する制裁ですか、私はこれはやはり公企体等の場合に争議をやつたからといって刑事罰を課す、刑事罰の内容の今のお話がありましたが、それども、その前提としての刑罰を課す、こういうことになりますと、やはりこの条約に違反するのではないか、こういうように考へるわけですが、この点をお聞かせ願いたい。

○早川参考人 正当な労務提供拒否を罰則でもって律するという考へはよ

くないと思います。正当な争議行為、

正当な労務提供拒否というものは、こ

れは罰則の対象ではないと思います。

○多賀谷委員 正当な争議行為は罰せられませんから、これは問題ないと思

いますが、問題は同盟龍業をやつたこ

とに對して正当であるという場合と、

同盟龍業そのものが不当である、付隨

事項として暴力事件とかいう場合は別

でございますが、争議そのものを不正

として罰する、こういうことはやはり

この条約違反ではないか、それがゆえ

に日本政府は削除するという修正案を出されたのではないか、こういうよう

に考へるのでですが、その点どうでしょ

うか。早川さんのお話は前提が正当で

あるとおっしゃいますが、正当であれ

ば國は罰しませんから問題はないで

すが、そういう場合でない、政府が

それは不正当、こう考へる、しかも争議

そのものであつて付帯事項ではない、

こういうことを一つ例をとつて前田

の趣旨から考へても、公労法違反を刑

事罰をもつて罰する、こういう場合に

はこの条項に当てはまるのじやない

か、こういうように私は考へるわけで

す。

○早川参考人 政府のそのことについ

てのお立場はよく承知しております

。それから争議行為でも正当な争議

行為がある、争議手段にも正当なもの

と不正当なものがあるかと思います。

それで法律に違反するということにな

れば、それによってまたそれぞれの措

置があるかと思ひます。

○大原委員 それでは、今までいろいろと御質問になりましたので、一点点だけ御質問いたしますが、早川参考人の方から前提条件の中で、違法な状態が解消するということが前提条件だとい

うお話をありました。それから I.L.O の審議をめぐらまして予算委員会等に

おいてもいろいろと議論があつたところですが、一つは具体的に全般的問題

の見解に対しまして前田参考人はど

ういうお考えを持っておられるか、こ

れは批準すべきではない、こういう一

つの見解に対しまして前田参考人はど

ういうお考えを持つておられるか、こ

れは批準すべきではない、こういう一

<

たことを厚く御礼を申し上げます。時間が超過して申しわけありません。あ

の問題を考えていただきたいというよう

ている歴史を持つております。従つてそれを直すためにはどうしても労使対

考えられていないということであります。そういうような霧雨氣といふか、

次に、お待たせいたしましたが、原口参考人より御意見を伺います。原口

本政府に対するILOとしての注意が
結社の自由の委員会の結論として、日

いく、あるいは労使の相互の不介入という方針を明らかにする、また最近の

われたばかりの内閣は、しかし四多三項を前にす
ることによって生ずるであろう問題点を
をほかの形によつて補つていく。ある
が問題となるのか、工業国といわれて
いる日本の労使関係の中にも生かされ
るということが私たちとしては大へん

○原口参考人 原口でござります。お二人の方が話されましたので、簡単に申し上げます。私は労働組合の立場、並びに ILO の理事会の一員の仕事をしてしておりますので、そういう立場からもあわせて意見を申し上げたいと思ひます。

合が自由に代表者を選んで、その組合が団体交渉の相手として拒否されておるという事実が、結社の自由に反しておるという注意の勧告であります。ることは ILO が言つたからすぐどうのこうのというふうな感情をまじえれば、いろいろな受け取り方もございま

た組合運動の政府や使用者からの自由
という点について、これが確立され
ない場合には、今申し上げたような非
常に慘憺なじめした労働争議が必
ずどこかで行われざるを得ないという
ことになるだろうと思います。しかも
日本はこのILOに復帰する際に、一

の上に立つのか、あるいは結社の自由の条約に示されておる精神というものに重点的に立脚してこの条約批准を考えていくのかという点の態度で、私は大きな変化がくるのではないかとかと、いうふうに考えるわけです。それでわれわれとしては、少くとも結社の自由のようになります。

もう一つの問題点は、公共の安寧あるいは正常な業務の運営という点が強くなつたわれているように思いますが、この点も、条約の精神というものは結社の自由であつて、公共の安寧、正常な業務ということがこの中心ではな

この八十七号の条約は、御承知のようにすでに世界の三十五カ国において批准が完了されております。しかも日本は十大工業国、あるいは最近は五大工業国の一つに数えられるというような中で、この問題が発生いたしましたために、先ほど前田参考人が言われたように、必要以上に日本の立場については結社の自由に対する國際的批判というものがきわめて強いという状態の中に置かれておると思います。さらには外国の、特に組合の連中等から言わせれば、一国の中で労働者が不満を持つているときに、それを組織的に言えないと、あるいは、組織的に行動できないような状態に置かれて、製品を作られ、それが貿易によって輸入されるるという場合には、そういうことを大きな問題としてわれわれは受け取る。最低生活の保障がなされず、また労働者が抑圧されて文句の言えない状態の中で、商品が作出されているということに対するきわめて常識的な批判というものがあるわけであります。そういう立場からも私は單に労働組合の結社の自由という問題だけではなくて、こ

しようけれども、日本の国際的な立場から言っても、そのことは相当重大に國內の問題とそれを結びつけて受け取つていかなければならぬのではないかというようになってくる次第であります。国内的な問題にいたしましても、日本の労使関係というものは、私の立場においてもきわめて安定をしているといふうには言えません。むろん非常に悪い方向をたどるのではなくうか、そうして残念なことは、今の労働対策というものが、法規あるいは権力によって拘束することによって、労使の安定を築き上げていこうというような大きな背景というものがあるようになります。こうしたことではほんとうの労使関係は安定できない。結局法律で抑えてみても、労働組合運動の歴史から申し上げましても、労働争議といふものがかりに禁止されいても、どうしても抑止された側の労働者としてはそれに対抗する手段というものをどこかで見出さなければならない。そのことがかえって、じめじめした陰惨な労働争議を呼び、ひいては社会的な不明朗な混乱を起す大きな要因となつ

九五一年ですか、少くとも ILO の側における労働側グループに対して、正式に復帰した際には、結社の自由の基本的な原則というものを守りますということを明らかにしております。そういう政府の態度について、昨年秋の ILO の理事会においては、日本政府に対して、日本が ILO に復帰した際の態度を強く喚起をして、日本が早急にこの問題に対する解決をしてくれるであろうことを確信するという旨の発言も行われておるわけでありますし、非常に大きな期待を持たれています。うことを申し上げたいと思ひます。

以上のようないふ背景から、答申案について申し上げるわけですけれども、労働問題懇談会の答申案といふものについて、労働側の私といたしましては、大筋については賛成をいたしました。ただこの問題で若干心配というか問題点として考えたいのは、第一は公労法を改正する、四条三項を削除したあと穴埋めというか担保というか、保証といふものを、現行の公労法がねらつておると同じようにしなければならないのかどうかという点であります。つま

条約を批准するからには、四条三項を
はすすことによって、可能であるとい
うことが明らかにされた以上、まず批
准すべきである。そのことが条約の
精神に合致するのであって、四条三項
をはずして、それに大きな担保をほ
かに求めていくという考え方は、ほん
とうの結社の自由の条約を批准すると
いうことは当らないというふうに考
えるわけです。その中で懲戒規定とい
うか刑罰規定をしなければならないと
いうような抽象的な問題も含まれてお
るのではないかと思われますけれど
も、この点については、一昨年の I L O
の総会で、日本政府の代表の方が、
非合法の労働争議に従事した者につい
ては刑事罰を加えてよろしいんだとい
う除外例を総会の席上出しました。こ
れは他のいかなる人たちからも賛成を
得られないで、日本の提案だけで否決
をされたわけですから、そういうう
常識というものを私はこの際想起をし
たい。たといそれが非合法の労働争議
であつたとしても、特別に法律を作つ
て刑事罰を加えるというような考え方
は、今の世界の労働慣行の中では全く

い。従つて、結社の自由の条約を批准するに当つて、形式的に四条三項をはすけれども、公共の安寧ということにより重点がかかるつて、そうちで正常な業務、公共の安寧という名目によつていろんな保証規定を設けることが正しいんだという考え方は、われわれとしてはとつていいところであります。組合としても正常な業務、公共の安寧ということについてはもちろん真剣に考えていかなければなりませんところでありまして、そのためにはやはり先ほど申し上げた法律や権力によって抑えられて、われわれがそれをはねのけようとしていくことによる争いではなくて、労使の対等の原則に立つて、組合の基本権というものを与え、その行使についての制限規定等についてはわれわれも容認するところでありますけれども、組合の良識と社会国民の世論とによつてこの問題が保たれていくということでなければ、眞の意味の労使関係はこないというように考えたわけがありまして、そういう点から、答申案の大筋については支持をいたすわけでございますけれども、二、

三の問題点について述べさせていただけであります。

非常に簡単でございますが、以上をもつて私の意見といたします。

○園田委員長 次に、原口参考人に対する質疑を許します。多賀谷眞穂君。

○多賀谷委員 原口参考人にお尋ねいたします。聞くところによりますと、政府では全般的幹部を入れかねなければ批准しない、こういうことが伝わっております。聞いたしまして、結社の自由委員会の決定、さら

にその自由委員会において決定されたことを理事会で認めましたこの問題はどうなるのか。すなはち日本政府に対して、「公共企業体若しくは国営事業の経営者から解雇された労働組合役員または執行委員は、単にその雇用を失うのみでなく、同時にその労働組合の運営に参加する権利をも失う」という実は、完全な自由の下にその代表を選出できるという労働者の権利、つまり、結社の自由の最も本質的な側面の一つである権利に対する経営者の介入であるという委員会の見解に対し政府の注意を喚起する。」こういう勅告がなされておるわけですが、この勅告に違反しないか。これは單に日本政府が批准をする前提に全般的役員の入れかえをしなければならぬという點になりますと、二重にその罪を犯すことになりはしないか、こういうよう考へるわけです。それについて各國ではどういうようく判断されるでしょうか。これは近く理事会に出席されることになりますが、その点をお聞かせ願いたい。

○原口参考人 まだ批准をしていない

八十七号

条約

について ILO 当局とし

ては今申され

たよ

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

す。しこうしてこの三つの条約は、ILO条約再加入についての国会の承認を得ましたあとで通常国会だったと思ひますが、国会において批准の手続がとられておつたのであります。私は政府代表で参りました当时、この八七号の条約をILO再加入後直ちに批准するかのとき約束は絶対いたしました。それがなかったということをこの機会に説明させていただきたいと思います。

それはそれといたしまして、この際原口参考人に二つお尋ねいたしたいのです。第一点は、先ほど前田参考人が全般の問題に触れられまして、

ILO条約が批准されるであろうことを予測してこのままのような状態を続けていく、法律改正を予測して、これはこうではないんだから守らぬの

だ、このままでいいんだ、こういうことは常識的にどうも正義感が許さぬのではなかろうかという御意見がありますが、私の前田参考人の御意見は非

常に常識的な御意見だと思って聴させていただいたのであります。この問題について原口参考人はいかようにお感じになられていますか、この点をお尋ねさせていただきたいと思います。

○原口参考人 全般の問題ですけれども、私は、先ほど申し上げましたよう

に、全般のような状態のあることが結社の自由の条約に違反をしているんだ、だから日本政府に対して正式に注

意が喚起されているという事実から考えても、今全般がとっている態度が間違つておる、ないしは常識的でないと

いうふうには考えておりません。

それから参考までに申し添えたいと

いとかいうことは問題ではない、問題

は、そういう状態にさせたこと、そういう拒否の状態がかつてあつたとい

うこと、そうして直ったということは、組合が喜んで直したのではなくて、そ

れはいろいろの圧力によって直さざるを得なかつた、そういうことが問題に

なるのではなくて、その以前のことが問題だということで、議論が結社の自由の委員会で中心にされておることか

ら考えましても、私は全般の今の状態がこの問題と直接結びつく大きな条件

を考えることは間違いであるというふうに思つておる次第です。

○齋藤委員 國際労働社会におきまし

ては、国内のいろいろな問題につきましてはお尋ね申し上げたいのですが、

ILO条約が批准されるのが原則ではあります。しかし悪い法律は守らうと

思つてもなかなか守りにくいのが今までの経過だったと思います。

○齋藤委員 非常に苦しいようなお答えになりましたが、これ以上私もお尋ねいたしません。

ただもう一つILO条約八十七号についてお尋ね申し上げたいのですが、

これは多少法律的かもしれません。私はやはり理念的には労使がお互いに自

主的にやっていく。そして相互不介入、この原則は私は天下の公道だと思

います。そうあるべきものだと私も思

います。そういう意味から考えて、この組合法によりますユニオン・ショッ

プですね、ユニオン・ショップの協定

というものは、どうも相互の自主的運営、相互不介入という建前からどうで

あるうかという感じを私は持つておる

ものです。お互いに……(よけいとするんだ」と呼ぶ者あり) よけいとするとい

うヤジが飛んでおりますが、私はそういう意味じやありません。はじめな意味において労使が相互に自主的に運営する、相互不介入は何といつても天下の公道ですよ。そういう観点であるな

らば、やはりユニオン・ショップある

いはチエック・オフの問題はよほど考

えておくべき問題ではなかろうか、私はそういう感じを持つておるのです

が、多年労働運動について非常な経験を持たれ、りっぱな指導の役割を果しておいでになる原口参考人から、こう

いう機会にそういう点について御高見

はなかつて、あるいは機関車労組はす

か、正義感としては好ましくないので

はないかということを言われたわけですが、やはり原口参考人も同様に考

えているかということをお尋ねいたして

いるわけであります。

○原口参考人 法律は守るべきだと思います。しかし悪い法律は守らうと

思つてもなかなか守りにくいのが今までの経過だったと思います。

○齋藤委員 非常に苦しいようなお答

えになりましたが、これ以上私もお尋ねいたしません。

ただもう一つILO条約八十七号についてお尋ね申し上げたいのですが、

これは多少法律的かもしれません。私はやはり理念的には労使がお互いに自

主的にやっていく。そして相互不介入、この原則は私は天下の公道だと思

います。そうあるべきものだと私も思

います。そういう意味から考えて、この組合法によりますユニオン・ショッ

プですね、ユニオン・ショップの協定

というものは、どうも相互の自主的運

営、相互不介入という建前からどうで

あるうかという感じを私は持つておる

ものです。お互いに……(よけいとする

んだ」と呼ぶ者あり) よけいとするとい

うヤジが飛んでおりますが、私はそう

いう意味じやありません。はじめな意味において労使が相互に自主的に運営

する、相互不介入は何といつても天下の公道ですよ。そういう観点であるな

らば、やはりユニオン・ショップある

いはチエック・オフの問題はよほど考

えておくべき問題ではなかろうか、私は

そういう感じを持つておるのです